令和2年

≪≪≪

目次

第1章　総説
1　福井市の概要・・・・・・・・・・・・・3
(1)自然条件・・・・・・・・・・・・・・3
(2)社会条件・・・・・・・・・・・・・・3

第2章　組織・人員・施設等
1　環境事務所機構・・・・・・・・・・・・7
2　事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・8
3　職員配置・・・・・・・・・・・・・・・9
4　車両配置・・・・・・・・・・・・・・・9
5　清掃関係予算・・・・・・・・・・・・・10
6　処理施設・・・・・・・・・・・・・・・11

第3章　ごみ減量・資源化事業
1　ごみの減量・資源化・・・・・・・・・・15
(1)資源物処理実績の推移・・・・・・・・15
(2)資源回収拠点事業・・・・・・・・・・17
(3)生ごみ・・・・・・・・・・・・・・・18
(4)意識啓発・・・・・・・・・・・・・・19
(5)事業系ごみ対策・・・・・・・・・・・20
(6)指定ごみ袋・・・・・・・・・・・・・21

第4章　ごみ処理事業
1　ごみ処理の実績・・・・・・・・・・・・25
(1)ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・25
(2)ごみ処理実績の推移・・・・・・・・・26
(3)燃やせるごみの処理実績・・・・・・・27
(4)燃やせないごみの処理実績・・・・・・28
(5)ごみの組成調査・・・・・・・・・・・29
(6)ごみ質の分析・・・・・・・・・・・・30
2　ごみ収集の体系・・・・・・・・・・・・31
(1)家庭系ごみ収集・・・・・・・・・・・31
(2)事業系ごみ収集・・・・・・・・・・・32
(3)ごみ収集状況・・・・・・・・・・・・32
3　ごみ処理の体系・・・・・・・・・・・・34
4　ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・35

第5章　環境美化推進事業
1　美しいまちづくりのために・・・・・・・39
(1)あき地等の清潔保持・・・・・・・・・39
(2)都市環境の美化・・・・・・・・・・・40
(3)動物(犬・猫等)死体処理・・・・・・41
(4)不法投棄対策・・・・・・・・・・・・41
(5)野外焼却の指導・・・・・・・・・・・41

第6章　関係資料
1　一般廃棄物の収集処理手数料・・・・・・45
(1)粗大ごみ以外の一般廃棄物・・・・・・45
(2)粗大ごみ・・・・・・・・・・・・・・46
2　収集運搬業者・・・・・・・・・・・・・47
(1)委託業者・・・・・・・・・・・・・・47
(2)許可業者・・・・・・・・・・・・・・47
3　清掃関係の法令及び例規・・・・・・・・50
4　廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・52
5　資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画・55
6　一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・61
7　清掃行政の歩み・・・・・・・・・・・・69

第1章

総　　説

1. 福井市の概要

(1) 自然条件(位置と地勢)

福井市は、福井県の県都で、県の北部、福井平野の中央に位置しています。

市の西方は国見岳を隔てて日本海に面し、海岸線は岩石美で名高い越前加賀海岸国定公園となっています。北方には坂井平野がひらけ、坂井市と隣接しています。東方には吉野岳を越えて永平寺町や勝山市、大野市などの奥越山地に連なり、南方は鯖江市・越前町などに隣接しています。

市内には九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川が流れています。

(2) 社会条件(世帯の推移) ※外国人を含む

(各年10月1日現在)

年	世帯数(世帯)	人口(人) 総数	男	女	面積(㎢)	1世帯あたりの人口(人/世帯)	備考
昭和46年	56,200	217,708	105,180	112,528	339.24	3.87	足羽町合併(14,858人)
50年	61,933	230,560	111,711	118,849	339.22	3.72	
60年	72,079	249,155	120,938	128,217	340.31	3.46	
平成3年	77,096	253,655	122,904	130,751	340.60	3.29	朝日町との境界確定
8年	81,224	254,920	123,782	131,138	〃	3.14	
13年	84,771	254,019	123,112	130,907	〃	3.00	
17年	87,416	254,021	122,693	131,328	〃	2.91	
18年	93,538	271,417	131,088	140,329	536.17	2.90	美山・越廻・清水と合併
19年	94,178	270,977	130,834	140,143	〃	2.88	
20年	94,986	270,642	130,623	140,019	〃	2.85	
21年	95,600	269,879	130,240	139,639	〃	2.82	
22年	96,149	269,230	129,907	139,323	536.19	2.80	公有水面埋立
23年	97,023	268,982	129,831	139,151	〃	2.77	
24年	97,650	268,470	129,661	138,809	〃	2.75	
25年	98,506	267,904	129,409	138,495	〃	2.72	
26年	99,376	267,345	129,127	138,218	536.41	2.69	国土地理院の面積計測方法変更
27年	100,207	266,690	128,742	137,948	〃	2.66	
28年	101,265	266,032	128,465	137,567	〃	2.63	
29年	102,318	265,298	128,184	137,114	〃	2.59	
30年	103,245	264,316	127,738	136,578	〃	2.56	
令和元年	104,289	263,311	127,377	135,934	〃	2.52	
2年4月	104,511	261,986	126,788	135,198	〃	2.51	

(資料:福井市統計書)

第2章

組織・人員・施設等

1. 環境事務所機構

（令和2年4月1日現在）

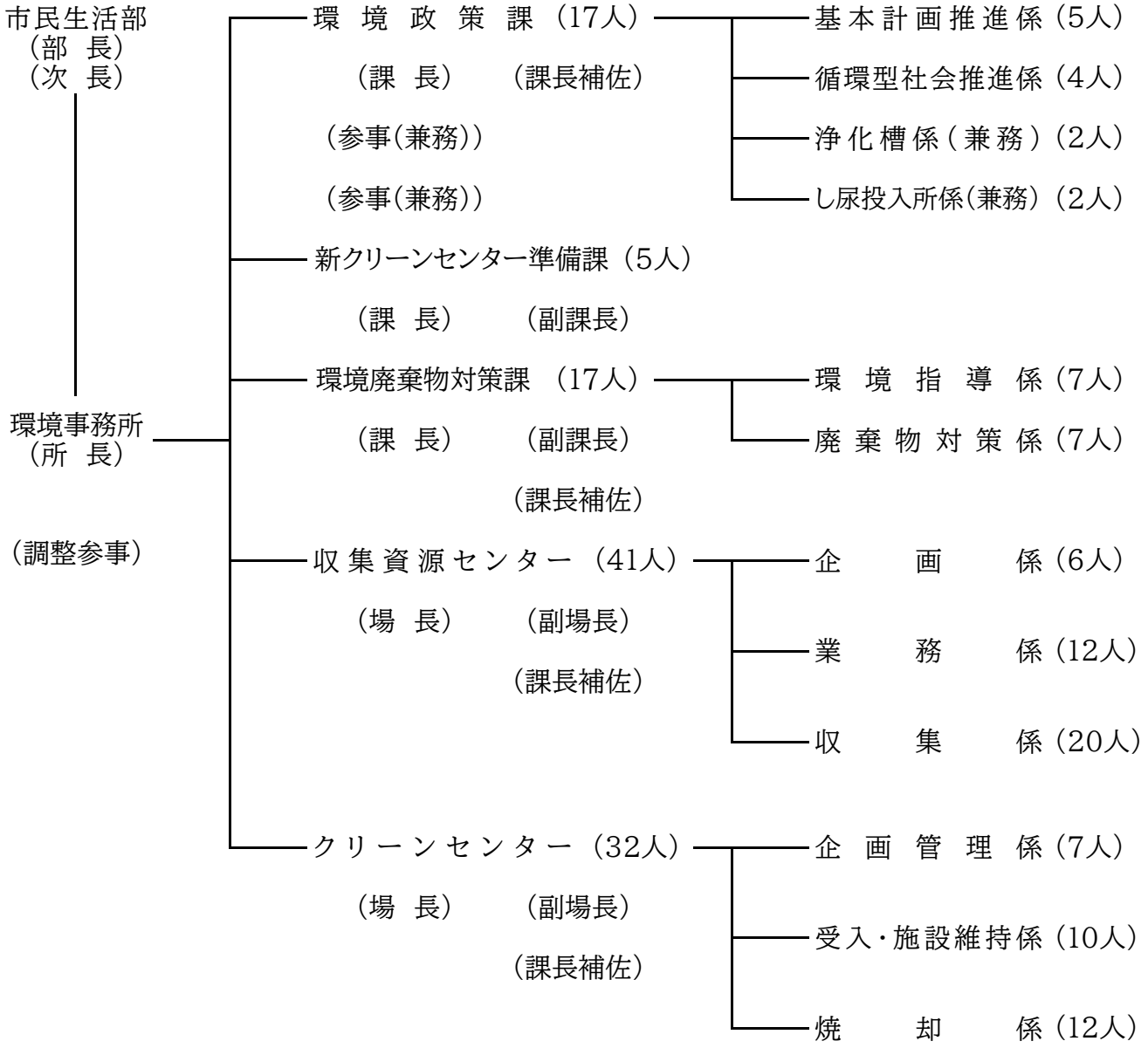

2. 事務分掌

■ 環境政策課

（1）　環境に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
（2）　環境基本計画に関すること。
（3）　地球温暖化防止に係る施策の推進に関すること。
（4）　自然環境の保護活動の促進に関すること。
（5）　環境教育・環境学習の推進に関すること。
（6）　環境保全活動を推進する団体等との連携に関すること。
（7）　循環型社会の推進に関すること。
（8）　一般廃棄物の減量及び資源化の推進に係る企画並びに適正処理に関すること。
（9）　一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）に関すること。
（10）　福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃事業に関することに限る。）及び鯖江広域衛生施設組合に関すること。
（11）　地域の清掃保持に関すること。
（12）　特定地域生活排水処理施設に関すること。
（13）　浄化槽の普及及び維持管理の支援に関すること。
（14）　し尿投入所に関すること。

■ 新クリーンセンター準備課

（1）　新ごみ処理施設の整備に関すること。
（2）　新ごみ処理施設の整備に係る地域の環境整備に関すること。

■ 環境廃棄物対策課

（1）　環境保全及び公害防止に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
（2）　大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の調査、監視及び指導に関すること。
（3）　公害防止協定に関すること。
（4）　公害防止思想の普及及び啓発に関すること。
（5）　前3号に揚げるもののほか、公害防止に関すること。
（6）　一般廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
（7）　産業廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
（8）　産業廃棄物の減量の推進及び適正処理に関すること。

■ 収集資源センター

（1）　一般廃棄物の収集運搬に関すること。
（2）　一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関すること。
（3）　資源ごみに関すること。
（4）　一般廃棄物処理手数料に関すること。
（5）　施設の管理に関すること。

■ クリーンセンター

（1）　一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
（2）　一般廃棄物処理手数料に関すること。
（3）　余熱の供給に関すること。
（4）　旧東山センター集水池の管理に関すること。
（5）　施設の管理に関すること。
（6）　環境分析に関すること。
（7）　地元協定に係る公害防止に関すること。

3. 職員配置

（令和2年4月1日現在）

区分		清掃業務（人）															合計（人）		
		環境政策課			新クリーンセンター準備課			環境廃棄物対策課			収集資源センター			クリーンセンター					
補職	役職	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
副理事	所長	1		1													1		1
参事	課長	1		1	1		1	1		1							3		3
	場長										1		1	1		1	2		2
副参事	副課長				1		1		1	1							1	1	2
	副場長										1		1	1		1	2		2
主幹	課長補佐	1		1				1		1	1		1	1		1	4		4
	主幹							2		2	7	2	9	17	2	19	26	4	30
副主幹		2		2	2		2	1	1	2	21		21	6		6	32	1	33
主査		1		1				1	1	2							2	1	3
主事			1	1					1	1	5		5				5	2	7
技師					1		1				3		3	4		4	8		8
環境技師																			
清掃事業に従事する職員		6	1	7	5	0	5	6	4	10	39	2	41	30	2	32	86	9	95
清掃事業に従事しない職員		6	5	11	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	0	0	11	7	18
合計		12	6	18	5	0	5	11	6	17	39	2	41	30	2	32	97	16	113

4. 車両配置

（令和2年4月1日現在）

用途	車両	環境政策課	新クリーンセンター準備課	環境廃棄物対策課	収集資源センター	クリーンセンター	合計
定期収集用	機械車				10		10
予備再搬用	〃				11	1	12
粗大ごみ運搬	コンテナ車				2		2
臨時ごみ用	小型トラック				3		3
パトロール用	乗用車	1		1	1	1	4
	軽ワゴン車			1			1
	軽トラック				1	1	2
業務連絡用	乗用車				1		1
	軽ワゴン車					1	1
処理処分用	タイヤショベル				1	1	2
	フォークリフト				2	1	3
	箱型ダンプ					1	1
清掃事業に使用する車両		1	0	2	32	7	42
清掃事業に使用しない車両		0	0	2	0	0	2
合計		1	0	4	32	7	44

5. 清掃関係予算

（令和2年4月1日現在）

■ 清 掃 総 務 費

（千円）

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2（当初予算）
人件費	646,088	619,816	614,932	705,679	741,850
報償費	2,067	2,155	1,550	1,509	1,388
旅費	258	307	247	101	92
需用費	4,707	4,519	3,542	3,159	3,114
役務費	325	372	466	263	375
委託料	—	—	—	—	—
使用料及び賃借料	2,210	2,933	2,853	2,647	2,433
備品購入費	—	1,800	2,570	42	65
負担金補助及び交付金	426	420	368	9,661	292
補償、補填及び賠償金	408	—	50	—	—
公課費	—	37	85	—	35
計	656,489	632,359	626,663	723,061	749,644

■ 塵 芥 処 理 費

（千円）

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2（当初予算）
賃金	23,869	23,599	22,474	19,271	18,182
報償費	345	281	173	50	122
旅費	372	161	218	226	863
需用費	110,955	109,363	106,391	110,931	110,071
役務費	2,078	1,248	1,839	1,752	2,324
委託費	1,297,391	1,301,255	1,286,671	1,378,877	1,385,401
使用料及び賃借料	1,187	709	1,394	1,804	2,304
工事請負費	53,000	43,975	100,949	93,347	41,500
原材料費	7,018	7,079	6,660	6,390	6,385
備品購入費	185	11,667	363	50	50
負担金補助及び交付金	521,608	518,947	563,071	572,825	661,240
公課費	4,375	4,339	4,099	4,098	4,220
計	2,022,383	2,022,623	2,094,302	2,189,621	2,232,662

注）上記は補正後の予算額を記載（R2以外）。過年度の清掃概要では、本項目は当初予算額を記載しているため、数値が相違する。

6. 処理施設

福井市のごみ処理は、福井市クリーンセンター、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターで実施している。

また、収集資源センターでは、収集基地としての活動のほか、リサイクル資源のストック場としての機能を備えている。

なお、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型最終処分場において適正に最終処分を行っている。

（令和2年4月1日現在）

施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター		鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町50－41	あわら市笹岡33－3－1		鯖江市西番町15－30	
電話番号	53－8999	74－1314		0778－51－2310	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡		22,300㎡	
建物面積	5,187㎡	14,243㎡		3,304㎡	2,533㎡
竣工年月	平成3年3月	平成7年9月		昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	345t／24h	222t／24h	90t／5h	120t／16h	50t／5h
基数	115t/24h×3基	74t/24h×3基	1基	60t/16h×2基	1基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス 除去装置	バグフィルター サイクロン	バグフィルター	バグフィルター サイクロン
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 焼却炉	回転式 破砕機	准連続式 流動床炉	回転式 破砕機
工事施工者	石川島播磨重工業	JFEエンジニアリング		荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	7,863,446千円 管理棟336,614千円を含む	17,880,000千円		2,070,000千円	2,389,600千円

搬出施設別最終処分場施設

搬出施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	焼却残渣、砂礫
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の杜おた
埋立面積		41,300㎡	19,400㎡
埋立容積		231,000㎥	116,800㎥
竣工年月		平成11年3月	平成7年3月
埋立開始		平成11年4月	平成14年4月
浸出水 処理方式		Ca除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭、滅菌	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、滅菌

<table>
<tr><td rowspan="2">施 設 名</td><td colspan="3">福井市収集資源センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">収集関係施設</td><td>資源ストックヤード</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">福井市南江守町2－1</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="3">13,743㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建物面積</td><td>管理棟</td><td>1,497.87㎡</td><td rowspan="5">資源物ヤード　192㎡</td></tr>
<tr><td>車 庫</td><td>648.5㎡</td></tr>
<tr><td>倉庫等</td><td>600.35㎡</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2,744.03㎡</td></tr>
<tr><td>機　種</td><td colspan="2">高圧洗浄機　5基</td></tr>
<tr><td>開設年月</td><td colspan="2">昭和36年5月</td><td>平成5年1月</td></tr>
</table>

第3章

ごみ減量・
資源化事業

1. ごみの減量・資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月1回の空きびん及び月2回の空き缶の収集に取り組んできた。その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集を開始した。

平成21年4月からはプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成22年7月からは福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

しかし、近年、資源物の収集量が減少傾向となっている。そこで、平成23年4月より、市収集資源センター敷地内に福井市資源回収拠点「わけるば」を設置した。また、平成25年3月より、民間事業者の協力を得て、市内2か所の事業所敷地内にも設置し、資源物排出の利便性を高めている。

(1) 資源物処理実績の推移

≪資源物①≫ (t)

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
びん		1,177	1,128	1,073	1,099	1,046
	白びん	501	487	449	461	435
	茶びん	401	375	359	365	346
	青びん	155	151	145	149	146
	黒びん	44	40	57	62	65
	生きびん	76	75	63	62	54
缶		388	372	351	343	332
	スチール缶	173	159	147	142	135
	アルミ缶	215	213	204	201	197
ペットボトル		242	238	227	252	248
プラスチック製容器包装		1,892	1,938	1,968	2,044	2,081

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

≪資源物②≫ (t)

区 分 ＼ 年 度		H27	H28	H29	H30	R1
古紙		855	797	776	756	696
	ダンボール	667	620	598	583	541
	紙製容器	168	156	153	147	136
	紙パック	13	13	12	12	12
	新聞・雑誌	7	8	14	14	7
乾電池※1		53	44	47	53	52
スプレー缶		4	4	4	5	4
蛍光灯		20	19	18	21	18

※1 ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

≪古紙等集団資源回収≫

資源のリサイクル及びごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付し、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収を促している。

なお、奨励金は、前期(1月から6月まで実施分)・後期(7月から12月まで実施分)の2回に分けて、回収した重量に応じて交付している。

区分＼年度	H27	H28	H29	H30	R1
新 聞(t)	2,143	1,941	1,767	1,645	1,548
雑 誌(t)	1,914	1,763	1,557	1,488	1,369
紙パック(t)	2	2	2	3	2
合 計(t)	4,059	3,706	3,326	3,136	2,919
団体登録数※2	219	216	213	213	207
奨励金※3(千円)	20,295	18,527	16,631	15,681	11,677

※2 その年度に集団回収を実施した団体のみ
※3 27年度 奨励金の金額に修正あり

（2） 資源回収拠点事業

≪小型家電回収事業≫

従来、燃やせないごみとして埋立処分されていた小型家電だが、分別回収することで、中から貴金属やレアメタルを取り出して再資源化することができる。

平成24年4月に収集資源センターで小型家電の回収を開始したのを始まりに、現在では、市内12箇所に小型家電の回収拠点を設けている。

※ 持ち込めるもの：乾電池等で使うか、コンセント等にさして使う家電製品
ただし、粗大ごみに該当するもの、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・洗濯機等）及びパソコンは回収対象外。回収ボックスの場合は縦15cm、横25cm、高さ30cmに収まる大きさのもの。これを超えるものは窓口回収（直接受取）にて対応。

小型家電回収拠点　　（令和2年4月現在）

協力店舗名	所 在 地
市役所本館1階 市民ホール	大手3丁目10-1
市役所別館4階 環境政策課	大手3丁目10-1
収集資源センター	南江守町2-1
クリーンセンター	寮町50-41
美山総合支所	美山町7-1
越廼総合支所	蒲生町1-88
清水総合支所	小羽町27-1
福井県民生活協同組合 ハーツ羽水店	木田3丁目2802番地
福井県民生活協同組合 ハーツ学園店	学園2丁目9番22号
福井県民生活協同組合 ハーツ志比口店	志比口2丁目11番13号
池田金属株式会社	文京7丁目106-1
有限会社川端商店	月見1丁目13-14

（↓使用済小型家電回収ボックス）

（kg）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
回収量	91,830	78,420	68,855	93,427	129,915

≪資源回収拠点事業≫（名称：わけるば）

収集資源センター、㈱増田喜（福井営業所）、福井環境事業㈱二日市リサイクルセンターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕・各事業所の営業時間と同じ
〔回収品目〕・びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、
古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）
※収集資源センターでは、プラスチック製容器包装は回収していない。

≪市有施設における資源回収拠点事業≫

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

また、平成28年10月3日より、越廼・美山・清水の各総合支所に古紙回収拠点を設置した。

〔回収時間〕

・ 収集資源センター、各支所の開館時間と同じ

〔回収品目〕

・【収集資源センター】…びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、
古紙(ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本、雑がみ)

・【各総合支所】 …古紙(ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本、雑がみ)

回収実績 (kg)

年度 ＼品目	びん	缶	ペットボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
H27年度	2,319	535	596	380	326	13,200	17,356
H28年度	2,534	571	447	394	201	14,321	18,468
H29年度	3,834	580	483	210	328	13,990	19,425
H30年度	4,555	462	563	471	384	11,020	17,455
R1年度	4,678	587	641	670	575	11,862	19,012

※1kg未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(3) 生ごみ

≪事業所から排出される生ごみの堆肥化≫

生ごみの資源化については、平成14年度に市内の業者による中間処理を許可し、当該事業者が市内の事業系生ごみの処理を行っている。

当該事業者により、市有施設(学校給食センター等)や民間事業所の食品残渣を年間約450トン処理し、堆肥化している。

なお、処理した完熟堆肥については市内の農家で有機肥料として使用しており、地域リサイクルループが構築されている。

(t)

区分＼年度			H27	H28	H29	H30	R1
市有施設	市立保育園※1	調理くず等	17.0	17.6	18.6	－	－
		食べ残し等	10.5	9.5	9.3	－	－
	ふれ愛園※2	調理くず等	2.3	1.8	0.0	－	－
		食べ残し等	4.7	5.1	2.5	－	－
	学校給食センター	調理くず等	75.7	71.2	61.8	60.4	55.4
		食べ残し等	45.2	39.5	34.7	32.0	30.7
	単独給食校	調理くず等	55.1	62.8	58.7	46.9	41.9
		食べ残し等	11.8	14.7	11.7	10.1	8.0
	小計	調理くず等	150.1	153.3	139.1	107.3	97.3
		食べ残し等	69.2	68.8	58.2	42.1	38.7
民間事業所		調理くず等	136.8	95.5	112.9	148.2	205.1
		食べ残し等	209.8	230.0	200.4	194.0	91.5
合計			**565.9**	**547.6**	**510.6**	**491.7**	**432.5**

※1 市立保育園は平成30年度以降、堆肥化を実施していない。
※2 ふれ愛園は平成29年9月30日に閉園した。
※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

（4）意識啓発

≪普及啓発事業≫

2R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】）に取り組んでもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットや、ごみの減量に関する啓発チラシ等を作成し、随時配布している。

分別説明会の開催状況　（回）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
開催回数	27	26	29	22	20	26

研修会は、外国人留学生向け、子供向け、高齢者向けなど、対象に応じた内容を行い、正しいごみの分別・削減の啓発を行っている。

≪まだまだ使えますコーナー≫

粗大ごみの中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれている。そこで、昭和57年6月から「環境月間」の行事として、「環境展」「環境フェア」の中で、まだ使える粗大ごみを抽選により無料で贈呈するイベント「まだまだ使えますコーナー」を行い、リユースの啓発を行っている。

環境フェアでは他にも、パネル展示なども併せて行い、ごみの削減と3Rの啓発に取組んでいる。

（5）事業系ごみ対策

≪ふくい優エコ事業所≫

福井市内で事業系一般廃棄物の削減等に取り組む事業所を「ふくい優エコ事業所」として認定し、その活動を広く他の事業所へ広報することにより、ごみ削減の取り組みを推進している。

・平成24年12月に募集を開始。

・令和2年4月時点でエコオフィス24社　エコショップ20社を認定。

認定事業所

エコオフィス	認定期間
株式会社北陸環境サービス	平成30年10月1日～令和2年9月30日
池田金属株式会社	
スキット株式会社	
北陸労働金庫福井支店	
北陸労働金庫福井北支店	
北陸労働金庫ローンセンター福井	
リードエージェンシー有限会社	
京福バス株式会社	
福井市古紙等リサイクル協同組合	
福井環境事業株式会社	令和元年10月1日～令和3年9月30日
福井環境事業株式会社二日市リサイクルセンター	
清水紙料株式会社	
株式会社清水勉商店	
株式会社クリンマスター	
株式会社増田喜本社	
株式会社増田喜福井営業所	
株式会社そごう・西武　西武福井店	
高桑印刷株式会社	
福井県民生活協同組合	
株式会社ウララコミュニケーションズ	
福井総合病院	
福井病院	
福井総合クリニック	
株式会社サンワコン	

エコショップ	認定期間
有限会社　田ご	平成30年10月1日～令和2年9月30日
Aコープやしろ店	
Aコープ堀ノ宮店	
Aコープみゆき店	
ハニー新鮮館つくし野店	
ハニー新鮮館灯明寺店	
ハニー新鮮館みのり店	
ハニー新鮮館大安寺店	
アピタ大和田店	令和元年10月1日～令和3年9月30日
ハーツ羽水店	
ハーツ学園店	
ハーツ志比口店	
リカーワールド華本店	
リカーワールド華プラザ店	
リカーワールド華二の宮店	
リカーワールド華光陽店	
リカーワールド華江守店	
アルビス高木店	
アルビス森田店	
アルビス大願寺店	

≪多量排出事業所に対する事業系一般廃棄物の削減等に関する指導≫

平成24年度より、事業系一般廃棄物の削減・リサイクル推進を図るため、概ね100トン以上排出すると認められ、かつ、市長が別に認定した事業所を対象として、「一般廃棄物の削減等に関する実績報告及び計画書」の提出をお願いしている。

(6)指定ごみ袋

ごみの削減と分別排出を徹底し、限りある資源を有効に活用するため、市指定のごみ袋を作成し、平成9年4月1日から実施している。

また、平成16年4月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに合わせ、家庭でのごみを分別しやすくすることを目的として「色別指定ごみ袋」の販売を開始したが、分別排出が定着し当初の目的を概ね達成したことから、平成25年度に青・オレンジ色印刷の家庭用ごみ袋の生産を中止した。

資源物(空き缶、ペットボトル)については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために透明又は半透明の袋を用いて排出することもできることとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者(自治会等)の同意のうえで1カ月250kg(50袋以内)以下に限り排出できる。

	種類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
色別指定ごみ袋	家庭用	緑	燃やせるごみ	大・中・小
			燃やせないごみ	
			プラスチック製容器包装	
	事業所用	赤	燃やせるごみ	大
			燃やせないごみ	
			プラスチック製容器包装	

■指定袋の規格

項　目	仕様内容
材　質	高密度ポリエチレン
透 明 度	半透明
寸　法	家庭用　大…　厚さ　0.027mm　縦　800mm　横　650mm
	中…　厚さ　0.027mm　縦　700mm　横　480mm
	小…　厚さ　0.027mm　縦　550mm　横　300mm
	事業所用　大…　厚さ　0.03mm　縦　800mm　横　650mm

第4章

ごみ処理事業

1　ごみ処理の実績

(1)ごみ処理の現状

平成27年度以降の四区分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、集団資源回収等）排出量は、平成27年度の総排出量 94,278 トンより減少傾向にあり、令和元年度には 90,744 トンとなっている。（△3.75％）

区分別では、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は、平成27年度の 83,908 トンから減少。令和元年度は 81,281 トンとなった。（△3.13％）

「資源物」及び「集団資源回収等」の排出量についても、平成27年度の 10,370 トンから減少しており、令和元年度には 9,463 トンとなった。（△8.75％）

また、排出量原単位（市民1人1日当たりのごみ排出量）についても、平成27 年度の 909 グラムから減少傾向にあり、令和元年度では 892 グラムとなっている。（△1.87％）

○四区分別廃棄物等の排出量の推移

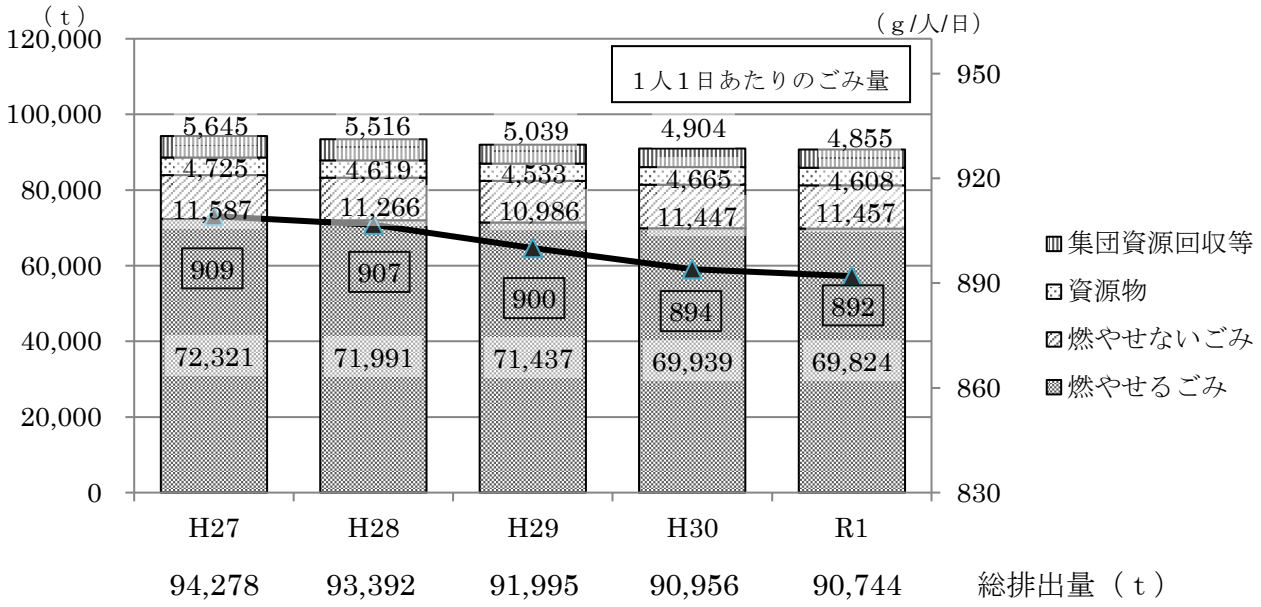

(2)ごみ処理実績の推移

■ ごみ排出量の推移

分別の種類			排出量(t)					構成比(%)[R1]
			H27	H28	H29	H30	R1	
再資源化	①資源物	びん	1,177	1,128	1,073	1,099	1,046	−
		缶	388	372	351	343	332	−
		ペットボトル	242	238	227	252	248	−
		プラスチック製容器包装	1,892	1,938	1,968	2,044	2,081	−
		ダンボール・紙製容器	836	776	751	730	677	−
		紙パック	13	13	11	11	12	−
		新聞紙・雑誌	7	8	14	14	7	−
		小型家電等	92	78	69	93	130	−
		乾電池	53	44	47	53	52	−
		スプレー缶	4	4	4	5	4	−
		蛍光灯	20	19	18	21	18	−
			4,725	4,619	4,533	4,665	4,608	5%
	②処理過程における資源化物		1,782	1,748	1,554	1,649	1,326	−
	③古紙等集団資源回収		4,059	3,706	3,326	3,136	2,919	3%
	④古紙等店頭回収		1,586	1,810	1,713	1,768	1,936	2%
	再資源化合計(①+②+③+④)		12,151	11,883	11,127	11,219	10,789	−
焼却・破砕等	⑤燃やせるごみ	家庭系	42,988	42,559	42,557	41,926	42,523	47%
		事業系	29,333	29,432	28,880	28,014	27,301	30%
	⑥燃やせないごみ	家庭系	9,200	8,915	8,718	9,355	9,397	11%
		事業系	2,387	2,351	2,268	2,092	2,060	2%
	小計(⑤+⑥)		83,908	83,257	82,423	81,387	81,281	−
収集・持込量(①+⑤+⑥)			88,633	87,876	86,956	86,052	85,889	−
総排出量(①+③+④+⑤+⑥)			94,278	93,392	91,995	90,956	90,744	100%
リサイクル率			12.9%	12.7%	12.1%	12.3%	11.9%	

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

■ 1人一日あたりのごみの量

分別の種類	排出量(g)					前年度比(%)[R1]
	H27	H28	H29	H30	R1	
1人一日あたりのごみの量*1	909	907	900	894	892	△ 0.2 %
1人一日あたりの総排出ごみの量*2	967	964	951	944	942	△ 0.2 %
家庭から出る1人一日あたりの総排出ごみの量*3	642	636	629	632	637	0.8 %

※基準人口は各年度4月1日現在

*1 (資源物+燃やせるごみ+燃やせないごみ)/人・日
*2 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ+燃やせないごみ)/人・日
*3 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ(家庭系)+燃やせないごみ(家庭系))/人・日

(3) 燃やせるごみの処理実績

■ **福井市クリーンセンターへの持込量実績**　≪福井･美山区域≫　(t)

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
直営収集		13,215	13,101	13,000	12,710	12,930
委託収集		26,230	25,900	25,840	25,281	25,671
許可収集		26,644	26,669	25,887	25,434	24,803
持込	一般可燃	552	565	641	605	646
	粗大可燃	1,148	1,170	1,333	1,627	1,571
	事業可燃	638	649	583	536	571
	減免等	58	63	365	104	86
	下水	50	52	55	55	47
	中央卸売市場 シルバー人材センター 持込	1,216	1,241	1,250	1,140	1,071
合計		**69,752**	**69,410**	**68,954**	**67,492**	**67,394**

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

■ **鯖江クリーンセンターへの持込量実績**　≪越廼･清水区域≫　(t)

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
委託収集		1,753	1,719	1,639	1,592	1,599
許可収集		587	608	563	592	586
持込	一般可燃	39	52	49	56	60
	事業可燃	187	202	231	206	185
	減免	2	0	1	2	0
合計		**2,569**	**2,581**	**2,483**	**2,448**	**2,430**

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

（4）燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 ≪福井・美山区域≫ （t）

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
委託収集		7,190	6,971	6,779	7,083	6,988
直営粗大		170	143	177	217	264
許可収集		1,910	1,857	1,864	1,722	1,697
持込	一般不燃	1,276	1,295	1,236	1,457	1,566
	事業不燃	390	387	310	278	272
	減免	20	34	24	30	21
合計		10,956	10,687	10,390	10,787	10,808

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 ≪越廼・清水区域≫ （t）

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
委託収集		71	65	60	66	65
許可収集		0	0	0	0	0
持込	一般不燃	289	256	280	329	318
	事業不燃	60	67	62	59	65
	減免	8	6	8	5	5
合計		357	329	350	459	453

※上記持込量に、収集資源センターで発生する処理過程資源化物の量を加えたものが燃やせないごみの総量となる。（P25,26の燃やせないごみ量と合致する）

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(5) ごみの組成調査(ウェットベース)

ごみステーションに排出された家庭ごみのサンプルを内容物の品目ごとに分類し、調査した結果は次のとおりとなっている。

■ 燃やせるごみ (%)

分類＼実施時期		H27.11月	H28.11月	H29.11月	H30.11月	R1.11月
可燃適正物	食品廃棄物	39.7	47.9	47.1	36.9	42.7
	紙おむつ	5.6	10.6	8.8	6.3	7.6
	アルミ付紙パック	0.1	0.3	0.4	0.2	0.2
	その他紙類	13.3	9.2	8.8	11.9	13.4
	繊維布類	7.7	3.4	7.3	8.0	4.8
	皮革ゴム類	0.5	0.1	0.7	2.3	1.7
	木・竹・藁類	2.5	1.5	2.0	2.4	2.5
	指定袋	0.6	0.5	0.6	1.0	0.5
	小 計(%)	70.0	73.5	75.7	69.0	73.4
資源物	リサイクル可能な古紙	25.5	23.4	20.7	21.1	20.9
	プラスチック容器包装	2.7	1.6	2.5	1.9	1.5
	小 計(%)	28.2	25.0	23.2	23.0	22.4
不適物		1.8	1.5	1.1	8.0	4.2

■ 燃やせないごみ (%)

分類＼実施時期		H27.12月	H28.12月	H29.12月	H30.12月	R1.12月
不燃適正物	ガラス・金属・陶器類	34.0	32.9	42.0	38.5	30.5
	プラスチック製品	15.9	22.2	14.1	16.4	16.2
	プラ容器包装(汚れ有)	5.4	2.8	8.6	9.1	7.8
	指定袋	0.9	1.0	0.6	0.6	0.7
	小 計(%)	56.2	58.9	65.3	64.6	55.2
資源物	プラ容器包装(汚れ無)	6.1	10.2	3.2	3.5	9.5
	缶	3.8	2.4	3.0	2.3	6.1
	びん	9.5	5.1	7.8	4.6	6.4
	ペットボトル	2.1	4.2	4.4	4.8	2.9
	小型家電(その他)	9.6	9.1	5.3	8.3	14.3
	小 計(%)	31.1	31.0	23.7	23.5	39.2
不適物	可燃物	7.2	7.4	6.1	8.8	5.2
	火災リスク品	1.7	1.6	4.4	1.3	0.4
	処理困難物	3.8	1.1	0.5	1.8	0.0
	小 計(%)	12.7	10.1	11.0	11.9	5.6

（6）ごみ質の分析　（福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成）

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

■ 平均値（ドライベース）

（%）

成分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
可燃物	紙・セロハン	45.3	44.0	46.2	46.9	43.9
	木・竹・わら類	6.6	6.0	7.8	6.3	7.5
	繊維類	10.2	12.6	10.1	17.3	13.9
	厨芥類	7.8	7.4	8.0	7.0	7.3
	皮革・ゴム類	0.8	1.2	0.2	0.3	0.1
	雑物5㎜以上	9.1	8.7	8.3	6.2	7.2
	小計（%）	79.8	79.9	80.6	84.0	79.9
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	13.0	15.2	14.3	12.4	15.2
	小計（%）	13.0	15.2	14.3	12.4	15.2
不燃物	ガラス・石類・陶磁器類	0.7	0.1	0.2	0.4	0.3
	金属類	1.2	0.6	0.5	0.4	0.9
	雑物5㎜以上	5.3	4.2	4.4	2.8	3.7
	小計（%）	7.2	4.9	5.1	3.6	4.9

■ 理化学的性状

項目＼年度	H27	H28	H29	H30	R1
見かけ比重（t/m^3）	0.17	0.17	0.16	0.18	0.18
水分（%）	47.0	48.1	48.6	47.3	50.9
灰分（%）	6.5	4.9	5.2	4.4	4.9
可燃分（%）	46.5	47.0	46.2	48.3	44.2
推定低位発熱量（J／kg）	7,578	7,684	7,564	7,993	7,127
熱灼減量（%）	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3

2. ごみ収集の体系

(1) 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物(ごみ)については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により分別排出することとしている。なお、分別については下表のとおりである。

また、平成23年4月から、ライターは中身を完全に使い切ったうえで、燃やせないごみの収集日に他のごみとは別にして透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

■ 福井・美山区域　　(令和2年4月1日現在)

区　分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回	ステーション方式 ※資源物(スプレー缶を除く)は、わけるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回(第1, 3又は第2, 4の指定曜日)	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回(指定曜日)	
	缶	月2回(指定の水曜日)	
	びん	月1回(指定の水曜日) ※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回(指定の水曜日)	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回(指定の水曜日) ※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	スプレー缶	月2回(第1, 3又は第2, 4の指定曜日)	
	蛍光灯	年6回(奇数月又は偶数月の指定水曜日) ※美山区域は、1月の収集はなし	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付(月～金曜日) ・自己搬入のみ受付(第2日曜日)	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

■ 越廼・清水区域　　(令和2年4月1日現在)

区　分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回(火・金曜日)	ステーション方式 ※資源物(スプレー缶を除く)は、わけるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回(第2、4の木曜日)	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回(月曜日)	
	缶	月2回(第1、3の水曜日)	
	びん・ペットボトル	月1回(指定の水曜日)	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月1回(第3の水曜日)	
	乾電池	月1回(指定の水曜日)	
	スプレー缶	月2回(第2、4の木曜日)	
	蛍光灯	月1回(第4木曜日)	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付(月～金曜日) ・自己搬入のみ受付(第2日曜日)	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に50袋以内（約250kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

(3) ごみ収集状況

■収集主体別　（令和2年4月1日現在）

収集主体	分　　別		世帯数（世帯）	人口（人）	比率
直営	燃やせるごみ	10班	32,590	81,118	31.0%
	資源物（缶）	8班	69,452	175,035	66.8%
委託	燃やせるごみ	19班	71,921	180,868	69.0%
	資源物（缶）	7班	35,059	86,951	33.2%
	燃やせないごみ	16班	104,511	261,986	100%
	プラスチック製容器包装	16班			
	資源物　（びん）	16班			
	（ペットボトル）	14班			
	〃　（蛍光灯）	6班			
	〃　（ダンボール・紙製容器・紙パック）	21班			

■収集回数別　　（令和2年4月1日現在）

収集回数		世帯数（世帯）	比率	人口（人）	比率
福井区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶（毎月2回）・蛍光灯（2か月に1回）】	99,254	94.97%	247,588	94.50%
	○燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物【週1回】（中平、足羽上、小山谷）	6	0.01%	11	0.00%
	臨時収集地区（足谷、奥平、猫瀬、東平、宮郷）	8	0.01%	12	0.00%
	小　計	99,268	94.98%	247,611	94.51%
美山区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶（毎月2回・蛍光灯（2か月に1回）】	1,398	1.34%	3,890	1.49%
越廼区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶（毎月2回）・蛍光灯（月1回）】	543	0.52%	1,179	0.45%
清水区域		3,302	3.16%	9,306	3.55%
合　計		104,511	100%	261,986	100%

3. ごみ処理の体系

<table>
<tr><th>基本分類</th><th>区 域</th><th colspan="2">収集運搬</th><th colspan="2">処理方法</th><th>処分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">燃やせるごみ</td><td>福 井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">週2回</td><td rowspan="3">焼 却</td><td rowspan="2">クリーンセンター※4</td><td rowspan="3">焼却灰(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>美 山</td><td rowspan="2">委 託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター※5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委 託</td><td rowspan="2">月2回</td><td rowspan="2">破 砕</td><td>清掃センター※6</td><td rowspan="2">焼却灰(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>プラスチック製
容器包装</td><td>全 域</td><td>委 託</td><td>週1回</td><td>分 別</td><td>委 託</td><td rowspan="12">資源化</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>全 域</td><td>委 託</td><td>月1回</td><td>分 別</td><td>委 託</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>全 域</td><td>委 託</td><td>月1回</td><td>分 別</td><td>委 託</td></tr>
<tr><td>ダンボール・
紙製容器・
紙パック</td><td>全 域</td><td>委 託</td><td>月1回</td><td>分 別</td><td>委 託</td></tr>
<tr><td rowspan="3">缶</td><td>福 井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">月2回</td><td rowspan="3">分 別</td><td rowspan="3">委 託</td></tr>
<tr><td>美 山</td><td rowspan="2">委 託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td>全 域</td><td>委 託</td><td>月1回</td><td>分 別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委 託</td><td rowspan="2">月2回</td><td rowspan="2">分 別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蛍光灯</td><td>福 井</td><td rowspan="3">委 託</td><td>年6回</td><td rowspan="3">分 別</td><td rowspan="3">委 託</td></tr>
<tr><td>美 山</td><td>年5回</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>月1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">粗大ごみ</td><td rowspan="2">福井・美山</td><td rowspan="3">自己搬入
申込収集</td><td rowspan="3">随 時</td><td>可燃(焼却)</td><td>クリーンセンター</td><td rowspan="3">焼却灰(埋立)
不燃物(埋立)
金属類(資源化)</td></tr>
<tr><td>不燃(破砕)</td><td rowspan="2">清掃センター</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>可燃(焼却)
不燃(破砕)</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>動物の死体</td><td>全 域</td><td>自己搬入
申込収集</td><td>随 時</td><td>焼 却</td><td>クリーンセンター</td><td>遺骨(埋立)</td></tr>
</table>

※4 クリーンセンター :福井市クリーンセンター
※5 鯖江クリーンセンター :鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター
※6 清掃センター :福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

4. ごみ処理経費

■ 1トンあたりの収集・処分経費 （円）

区分＼年度			H27	H28	H29	H30	R1
全体			24,566	24,164	25,990	26,134	26,639
	燃やせるごみ		19,966	19,648	19,964	19,983	20,562
		収集経費	7,370	7,253	7,361	7,326	7,615
		処分経費	12,596	12,395	12,603	12,658	12,947
	燃やせないごみ		34,618	33,349	45,289	44,892	45,573
		収集経費	8,505	8,884	9,219	8,857	9,124
		処分経費	26,113	24,465	36,070	36,035	36,450
	資源物		44,389	44,880	47,597	47,503	47,620
		収集経費	34,630	34,938	37,030	36,542	36,332
		処分経費	9,759	9,942	10,567	10,961	11,288

■ 1人あたりの収集運搬・処分経費 （円）

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
合計		8,722	8,499	9,026	9,009	9,188
	収集経費	3,765	3,721	3,749	3,693	3,759
	処分経費	4,957	4,778	5,277	5,316	5,429

■ 1世帯あたりの収集運搬・処分経費 （円）

区分＼年度		H27	H28	H29	H30	R1
合計		23,067	22,477	23,565	23,225	23,372
	収集経費	9,957	9,840	9,789	9,520	9,561
	処分経費	13,110	12,637	13,776	13,705	13,810

第5章

環境美化推進事業

1. 美しいまちづくりのために

(1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

① 私有あき地（指導・勧告件数）　　（ 件 ）

年度	指　導	処　理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
H27	152	122	30	80.3%
H28	159	131	28	82.4%
H29	139	113	26	81.2%
H30	106	89	17	83.9%
R1	97	93	4	95.9%

②公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、市民から通報があった場合、速やかに草刈り等を実施するよう要請している。

（2）都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、

「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」（平成8年12月25日）を制定した。

◆ 対象者及び責務

事業者　　容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者を「事業者」とし、このうち、重点区域において、容器に収納した飲料を自動販売機により販売するものは、同条例施行規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

市民等　　福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器若しくは吸い殻入れ等に収納しなければならない。

◆ 区　域　　福井市全域

○ポイ捨てはやめよう！
○ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
○自動販売機には回収容器を設置しましょう。

重点区域

特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、JR福井駅を含む駅周辺の区域が指定されている。

平成24年3月1日からはこの区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長　　5.2km

面　　積　73.3ha

◎街頭啓発活動
重点区域内の福井駅周辺において、ポイ捨て防止を啓発する街頭活動を実施。
（H22.10月，H24.2月，H24.3月，H26.3月，H26.11月，H27.3月，H27.10月，H28.10月,H29.11月，H31.3月）

(3) 動物(犬・猫等)死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。
(自己搬入の場合・・・990円／体、申込収集の場合・・・1,650円／体)
また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

(体)

区分＼年度	H27	H28	H29	H30	R1
収　集	1,535	1,517	1,612	1,327	937
持ち込み	406	437	414	381	434
保健所　※1	67	48	72	－	－
鳥類他　※2	1,012	1,170	1,003	1,467	1,516
合　計	3,020	3,172	3,101	3,175	2,887

※1 H30から、持ち込みの区分に含まれている。
※2 市による有害鳥獣駆除等。

(4) 不法投棄対策

山間部や高速道路脇など、通常人の目が届き難い所に対し、不法投棄防止パトロールを行っている。また、平成23年7月より、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄があった場合に行為者を特定することを目的として、山間部の道路沿い、山林、河川敷などで不法投棄が多発している場所、既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所、又は行政による常時監視が困難であり、かつ地域住民による監視の目が行き届かない場所などに監視カメラを設置している。

(箇所)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
設置箇所数	9	9	9	8	9

(5) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

(件)

年　度	H27	H28	H29	H30	R1
通報件数	16	19	23	27	52

第6章

関係資料

1. 一般廃棄物の収集処理手数料

（1） 粗大ごみ以外の一般廃棄物

（福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第30条関係）

（令和2年4月1日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">種　　別</th><th>取　扱　区　分</th><th>単　　位</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td colspan="2">し尿及び浄化槽汚泥</td><td>許可業者（法第7条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）が搬入する場合</td><td>180ℓまでごとに</td><td>27.5円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">飼い犬、飼い猫等の動物の死体</td><td>占有者等が自ら搬入する場合</td><td rowspan="2">犬、猫等1体につき</td><td>990円</td></tr>
<tr><td>市が収集、運搬および処分をする場合</td><td>1,650円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の一般廃棄物</td><td>家庭系
一般廃棄物</td><td>50kgを超える家庭系一般廃棄物を占有者等が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）</td><td>50kgを超える部分について10kgまでごとに（10kg未満の端数があるときはこれを四捨五入する）</td><td>22円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業系
一般廃棄物</td><td>事業者が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）</td><td>10kgまでごとに（10kg未満の端数があるときは、これを四捨五入する）</td><td>44円</td></tr>
<tr><td>第21条第2項に規定する集積場へ搬出する場合</td><td>第21条第2項に規定する指定袋1枚につき</td><td>88円</td></tr>
</table>

※福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター（あわら市笹岡）及び鯖江広域衛生施設組合は別料金。

※この表の規定により、算出した手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

（2）粗大ごみ

（福井市廃棄物処理及び清掃に関する条例第30条関係）

（令和2年4月1日現在）

区分	品目又は寸法		持ち込む場合	戸別収集の場合	品目の例示
特殊	ﾀｲﾔ	ﾀｲﾔのみ	1本につき220円	1本につき550円	
		ﾎｲﾙ付き	1本につき330円	1本につき660円	
	ﾍﾞｯﾄﾞﾏｯﾄﾚｽ(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ入り)のみ	ｾﾐﾀﾞﾌﾞﾙ以上	1点につき880円	1点につき1,980円	
		ｼﾝｸﾞﾙ	1点につき550円	1点につき1,430円	
	ﾍﾞｯﾄﾞ枠及びﾍﾞｯﾄﾞﾏｯﾄﾚｽ(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ入り)のｾｯﾄ	ｾﾐﾀﾞﾌﾞﾙ以上	1組につき1,155円	1組につき2,255円	
		ｼﾝｸﾞﾙ	1組につき770円	1組につき1,650円	
	布（一辺40cmを超え、2m以下に限る。）		10kgまでごとに44円		
	木又は枝（直径3cm以上10cm未満かつ長さ30cm以上2m以下に限る。）				
大	縦、横及び高さの合計が300cm以上のもの（特殊区分に該当するものを除く。）		1点につき275円	1点につき935円	（家具類） ﾍﾞｯﾄﾞ枠 応接用椅子（2人又は3人用） ﾀﾝｽ 洗面台 ｿﾌｧｰﾍﾞｯﾄﾞ ｻｲﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ 流し台 机 ﾃｰﾌﾞﾙ 食器棚 （電化製品類） 健康器具 ｽﾃﾚｵｾｯﾄ 足踏台付ﾐｼﾝ （その他） じゅうたん
中	縦、横及び高さの合計が150cm以上300cm未満のもの（特殊区分に該当するものを除く。）		1点につき220円	1点につき770円	（家具類） ﾍﾞｯﾄﾞ枠 応接用椅子（1人用） ﾀﾝｽ 洗面台 椅子 ｻｲﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ 流し台 机 ﾃｰﾌﾞﾙ 食器棚 （電化製品類） 健康器具 ﾐﾆｺﾝﾎﾟ 卓上ﾐｼﾝ ｵﾙｶﾞﾝ 電子ﾚﾝｼﾞ （その他） じゅうたん ふとん 畳 ﾌﾞﾗﾝｺ 自転車 ｱｺｰﾃﾞｨｵﾝｶｰﾃﾝ 車椅子 湯沸器
小	縦、横及び高さの合計が150cm未満のもの（特殊区分に該当するものを除く。）		1点につき165円	1点につき605円	（家具類） ｶﾗｰﾎﾞｯｸｽ こたつ 座椅子 （電化製品類） 除湿機 照明器具 扇風機 掃除機 ｽﾋﾟｰｶｰ 卓上ﾜｰﾌﾟﾛ ﾋﾞﾃﾞｵﾃﾞｯｷ 石油ｽﾄｰﾌﾞ類 （その他） 毛布 衣装ｹｰｽ ｺﾞﾙﾌ用具 ｶﾞｽｺﾝﾛ ｸｰﾗｰﾎﾞｯｸｽ ｽｰﾂｹｰｽ ｽﾉｰﾀﾞﾝﾌﾟ 換気扇 ｷﾞﾀｰ 編み機 三輪車 波ﾄﾀﾝ(1枚) 波板(1枚)

備考 1 この表の処理手数料は、市の処理施設に占有者等及び事業者自らが持ち込む場合及び収集の申込みをした場合に限り徴収する。

2 処理手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 布（一辺40㎝を超え、2m以下に限る。）及び木又は枝（直径3cm未満かつ長さ30cm未満のもの、直径10cmを超えるもの及び長さ2mを超えるものを除く。）の処理手数料は、クリーンセンターに占有者等自らが持ち込む場合に限り徴収する。

2. 収集運搬業者

(1) 委託業者

《一般廃棄物》　（令和2年4月1日現在）

業者名		住所
福井区域	福井環境事業㈱	福井市角折町6－1
	福井市環境事業共同企業体	福井市角折町6－1
美山区域	㈲上田産業	福井市小宇坂島町5－11－1
越廼区域	㈲越前公益	福井県丹生郡越前町四ツ杉79－7－1
清水区域	㈱共和綜合建設	福井市片山町61－17
	丹生建設工業㈱	福井市甑谷町44－1
合計		

《資源物（ダンボール・紙製容器・紙パック）》　（令和2年4月1日現在）

業者名	住所
福井市古紙等リサイクル協同組合	福井市乾徳3－5－14

(2) 許可業者

《一般廃棄物の収集運搬業》　（令和2年4月1日現在）

業者名	住所	営業区域	許可内容
福井環境事業㈱	福井市角折町 6－1	福井市全域	ごみ・特定家電
㈱相互環境公社	福井市角折町 6－1	〃	ごみ
㈲宮下ビル管理	福井市角折町 6－1	福井区域	ごみ
㈱クリンマスター	福井市上森田 1－309	福井市全域	ごみ・特定家電
㈲北陸精巧舎	福井市江守中町 8－8－13	福井・美山・清水区域	ごみ
ちきゅう未来㈱	福井市北四ツ居 2－13－3	福井市全域	草・木くず
日本通運㈱福井支店	福井市重立町 22－1	〃	特定家電
㈱北陸環境サービス	福井市白滝町 67－2	〃	木くず・草
エス・イ・コンサル㈱	福井市西下野町 12－4	〃	刈草・剪定枝
福井日通運輸㈱	福井市重立町 22－5	〃	特定家電
㈲越前公益	越前町四ツ杉 79－7－1	越廼区域	ごみ・特定家電
丹生建設工業㈱	福井市甑谷町 44－1	清水区域	ごみ
㈱クリーン丹南	越前町下糸生 136－10	福井・清水区域	ごみ・特定家電
㈱共和綜合建設	福井市片山町 61－17	清水区域	ごみ

業 者 名	住　所	営業区域	許可内容
公益センター㈱	鯖江市上鯖江１－10－43	福井･越廼･清水区域	ごみ
㈲ニュークリーン公社	越前町下糸生 132－4－5	福井市全域	ごみ･特定家電
㈲上村商店	あわら市大溝３－5－13	〃	特定家電
㈲上田産業	福井市小宇坂島町 5－11－1	福井･美山区域	ごみ
リサイクル･山澤	福井市八重巻町 31－33	福井市全域	特定家電
㈱ピーディ	福井市若栄町 202	〃	特定家電
㈱宇野組	福井市南宮地町 14－11	特定事業所	木くず･草
㈲春江クリーン社	坂井市春江町針原 56－4－5	福井市全域	特定家電
波寄造園土木㈱	福井市波寄町 37－82	〃	木くず･草
㈱ビコー	福井市栂野町 20－10	〃	特定家電
㈱アイシー物流	福井市寺前町 18－12	〃	特定家電
社会福祉法人福井県セルプ	福井市光陽２－3－22	特定事業所	ペットボトル
台東運輸（株）	福井市上中町 25－8－1	福井市全域	特定家電
㈱エコロジス	福井市二日市町 20－12	〃	木くず
㈲コーフク商運	福井市徳光町 36－5	〃	特定家電
㈱矢部商店	福井市南江守町 2－61－1	〃	魚腸骨残渣
㈱増田喜	福井市乾徳２－6－6	〃	ペットボトル
㈱ミカド開発	福井市福１－2603	〃	特定家電･草･剪定枝
コパー㈱	越前市岩内町 30－2－18	〃	特定家電
清水紙料㈱	福井市みのり２－19－8	〃	ペットボトル
池田金属㈱	福井市文京７－23－26	〃	特定家電
㈱福井環境開発	福井市下河北23－1	〃	特定家電
三栄開発㈱	福井市三郎丸町21－21－2	〃	特定家電
㈱北陸遺品整理	福井市石盛町1－50	〃	特定家電
その他運搬許可の市外搬入業者22社			

《一般廃棄物の処分業》　（令和2年4月1日現在）

業 者 名	住　所	許可内容	処理方式
福井環境事業㈱	福井市角折町 6－1	食品生ごみ	発酵
		プラスチック製 容器包装	選別・圧縮・梱包
ちきゅう未来㈱	福井市北四ツ居 2－13－3	木くず・草	破砕
エス・イ・コンサル㈱	福井市西下野町 12－4	剪定枝・草	破砕
㈱エコ・クリーン	福井市二日市町 20－12	プラスチック製 容器包装	破砕・固形燃料化
㈱エコシステム	福井市二日市町 20-12	木くず	破砕
㈱クリンマスター	福井市上森田 1－309	ペットボトル	選別・圧縮・梱包
㈱道端組	福井市長本町 209	コンクリート・ コンクリートブロック	破砕
㈱北陸環境サービス	福井市白滝町 67－2	可燃・不燃混合廃棄物・ガラスくず・瓦・タイルくず・コンクリートくず、その他建築廃材、動物の死体	選別・破砕・焼却
㈱増田喜	福井市乾徳 2－6－6	ペットボトル	圧縮・梱包
㈱深谷	福井市三ツ屋 2－207	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	破砕
清水紙料㈱	福井市みのり 2－19－8	ペットボトル	圧縮・梱包
今中土木㈱	福井市帆谷町 16－15－2	コンクリート、コンクリートブロック、瓦、レンガ	破砕

《産業廃棄物の収集運搬・処分業》

許可業者掲載URL：

http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/kankyo/jgomi/sanpai_meibo.html

3. 清掃関係の法令及び例規

◎環境基本法（平成5年11月19日）

└──循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日）
- 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日）
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年4月1日）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日）

◎ダイオキシン類対策特別措置法

- 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年6月28日）
- 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年9月27日）
- 福井市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱（平成25年4月1日）
- 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成8年9月27日）
- 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成8年9月27日）
- 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和52年3月29日）
- 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和52年3月31日）
- 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成8年12月25日）
- 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成9年6月16日）
- 福井市地域美化推進協力金交付要綱（平成27年4月1日）
- 福井市ごみステーション美化協力金交付要綱（平成27年4月1日）
- 福井市ごみステーション設置補助金交付要綱（平成27年4月1日）
- 福井市古紙等回収奨励金等交付要綱（平成3年4月1日）
- 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和63年7月8日）
- 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成6年8月1日）
- 福井市資源回収拠点設置事業補助金交付要綱（平成17年4月1日）
- 集積所を設置する事業者の指定に関する要綱（平成17年4月1日）

・ 福井市不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱（平成23年7月1日）
・ 福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱（平成24年12月25日）
・ ふくい㊝エコ事業所認定要綱（平成24年12月12日）

4. 廃棄物の分類

廃棄物体系図

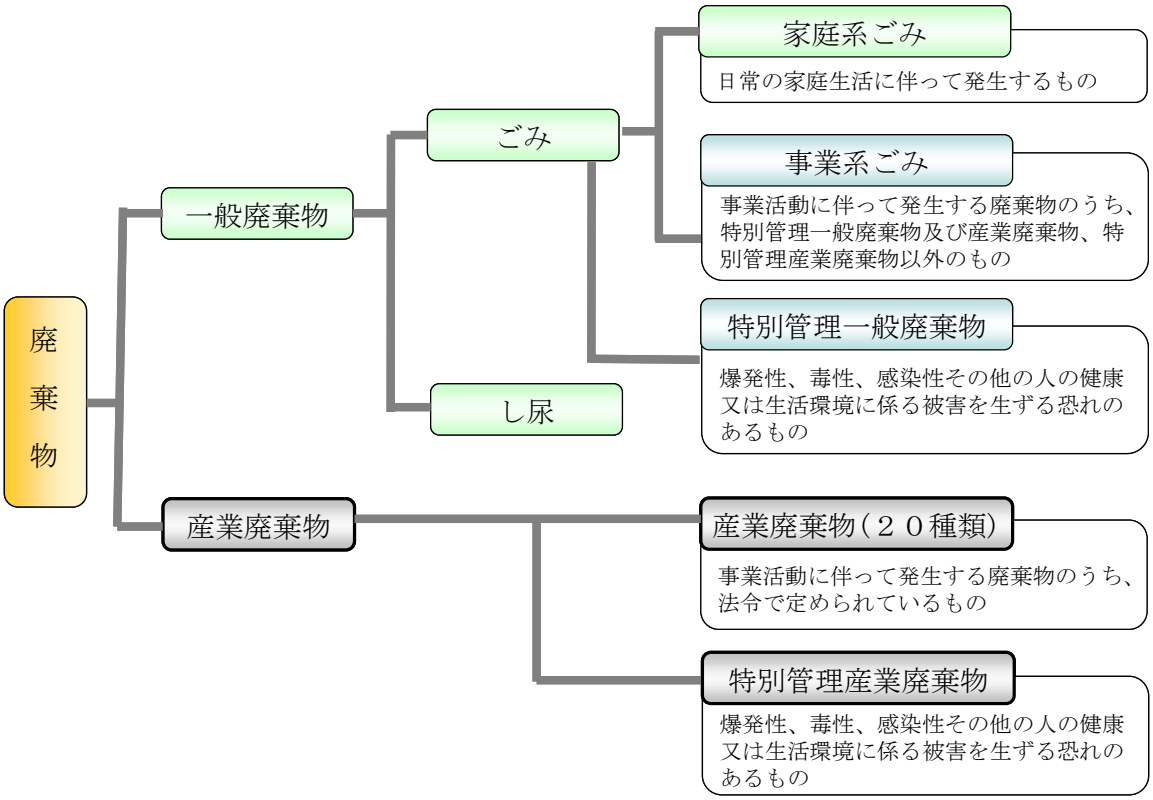

■ 産業廃棄物の種類

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、廃棄物処理法で定めるもの（次の20種類に分類されます）

種　類		具　体　例
事業活動に伴う	①　燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	②　汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥（余剰汚泥）、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③　廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④　廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類等すべての酸性廃液
	⑤　廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥　廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦　ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	⑧　金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず

	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する各種廃材等の不要物
	⑫ ばいじん	「大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじん」であって集じん施設によって集められたもの
特定の事業に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）、「パルプ、紙又は紙加工品の製造業」、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染み込んだもの
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの並びにPCBが染み込んだもの
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだもの（合成繊維は廃プラスチック類） 【具体例：木綿くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、レーヨンくず等】
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は一般廃棄物） 【動物性残さの具体例：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、卵から、貝がら、羽毛等】 【植物性残さの具体例：酒かす、豆腐かす、米・麦粉、野菜くず、薬草かす、油かす等】
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳ 政令第13号廃棄物		以上の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの 【具体例：有害汚泥のコンクリート固形化物等】

■ 特別管理産業廃棄物の種類

種　類	内　容
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満のもの）
廃酸	pH2.0 以下の酸性廃液
廃アルカリ	pH12.5 以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	医療機関等から生じ、感染性病原体を含む若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物（血液、使用済の注射針等）

産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が染み込んだ汚泥、PCB が塗布され又は染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着し又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB が省令で定める基準に不適合なもの
	廃水銀等 及びその処理物	特定の施設において生じた廃水銀等、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	石綿建材除去事業（吹付石綿、石綿保温材等の建設材料であって石綿を含むもの）
	鉱さい	省令で定める基準に適合しないもの
	燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油	特定の施設等から発生したもので、有害物質が省令で定める基準に適合しないもの

5. 福井市資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画

この福井市資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条に基づき策定したものである。

また、本計画は、国の環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画、福井県廃棄物処理計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合を図ることで、本市のごみ処理の方向性を定める基本方針となるものである。

図 1.1 資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置づけ

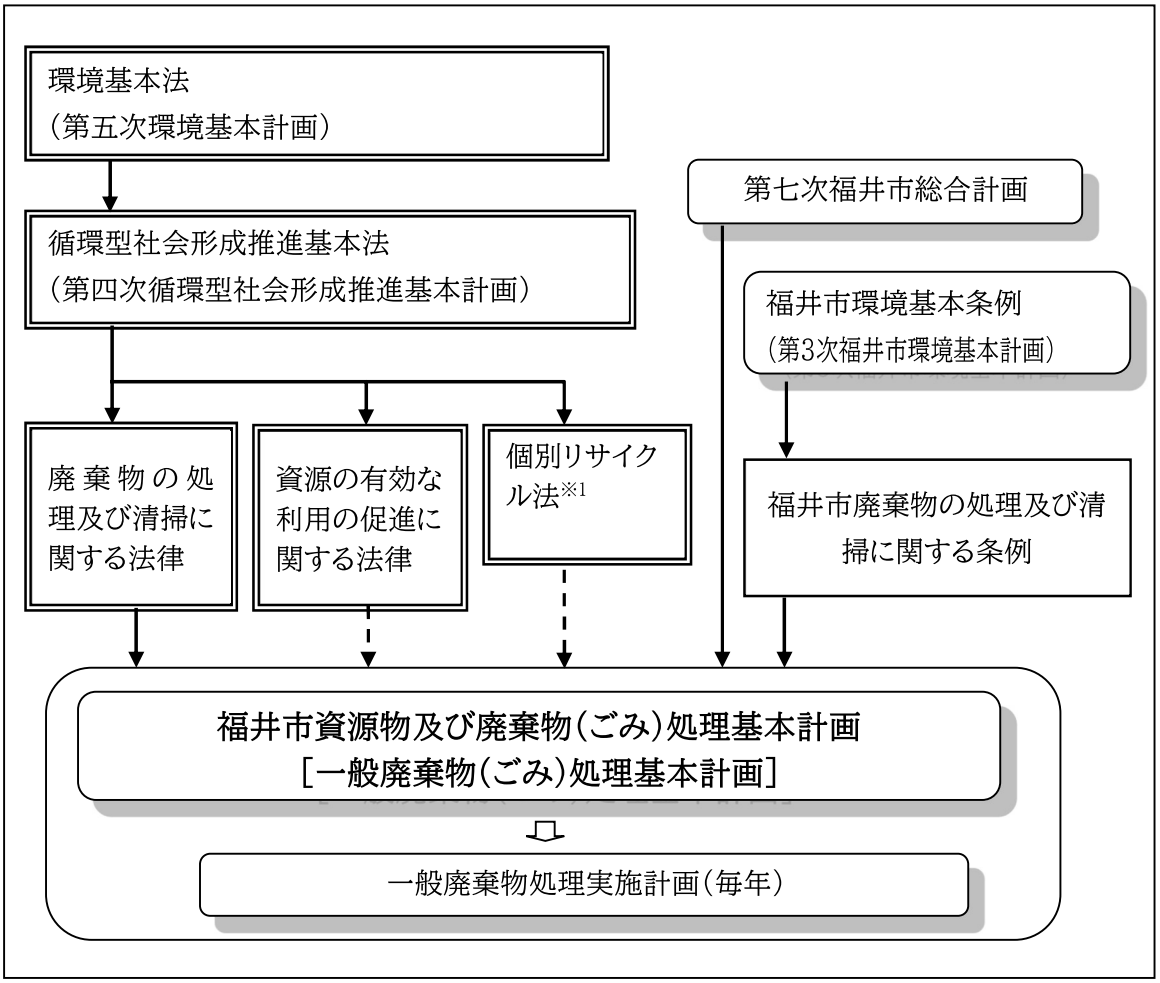

※1 個別リサイクル法(略称):容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

(1)基本計画の方針

「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の排出量は減少しているところだが、さらなる「資源としての活用」をより一層進める必要があることから、現在は行政が主体となって取組んでいる収集後の再生利用【リサイクル】の取組に加え、今後は市民や事業者が自らごみとなるものの発生抑制【リデュース】の取組や、不要になったものを必要としている人に譲りあうなどの再使用【リユース】の取組を行うことにより廃棄物の発生を抑制し、ごみとして処分する量の削減を図る。さらに、本市においても平成26 年度より、小型家電リサイクル法対象品目の回収に取組んでいるところで、我が国の資源の流れにおいては、今後、廃棄物を新たな国内資源として捉えることが必要となっていることから、今後こうした回収の取組の拡大を図っていく。

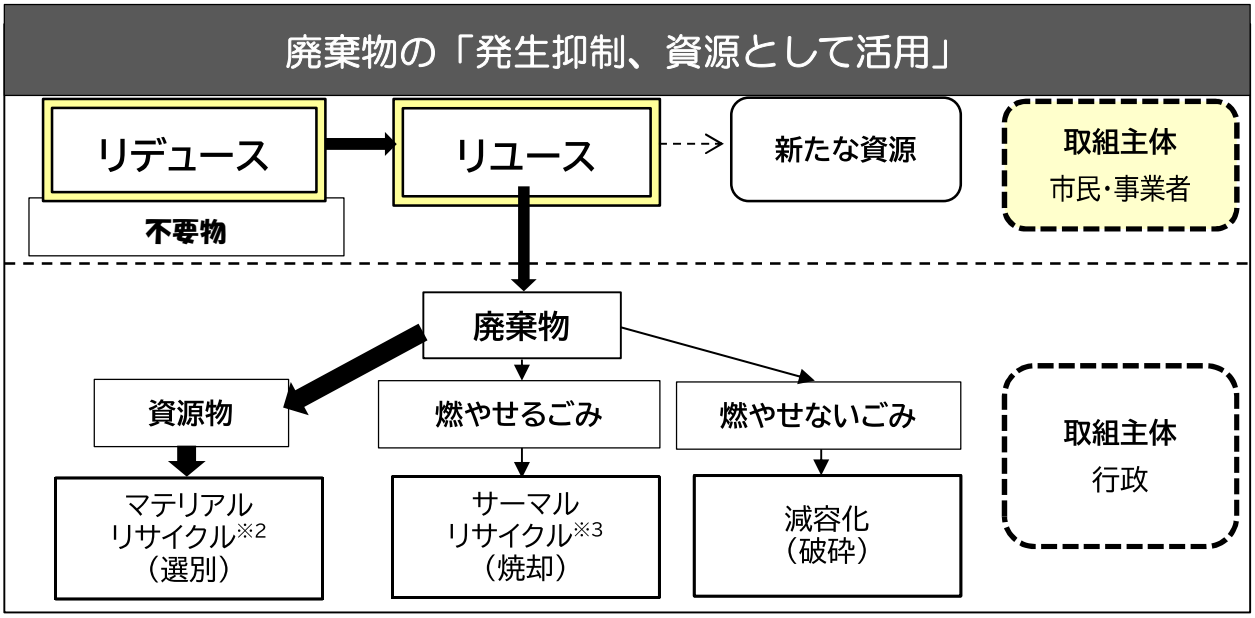

※2　ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

※3　ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用すること。

(2)本市廃棄物を取り巻く課題

・区域により異なる処理体制・分別品目の検討

・家庭系廃棄物の分別徹底と減量化

・事業系一般廃棄物の減量化・資源化

・ごみ処理手数料の見直しの検討

・新たな廃棄物処理施設整備の検討

(3)基本目標

本計画の進捗状況を把握するため、基本目標及び進捗管理指標を設定する。また、本計画の期間を、前期(平成26年度から平成30年度)、中期(令和元年度から令和5年度)及び後期(令和6年度から令和10年度)に分け、期毎に取組みを検討することとし、数値については各期の進捗を踏まえ見直しを行う。

ごみ処理については、ごみの発生量が大きく影響することから、本計画の基本目標を、

「市民1人1日あたりの廃棄物(ごみ)排出量」

とする。

市民1人1日あたりの廃棄物(ごみ)排出量

900グラム → 850グラム(5.6%減)

(平成 30 年度目標)　　(令和 5 年度目標)

(4)基本計画理念

廃棄物の「発生抑制、資源としての活用」に向けた取組みを進めるため、市民や事業者が2R(発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】)に主体的に取組めるよう、市は具体的な排出抑制のための取組みや、本市の廃棄物の現状を周知・広報するなどの支援に取組む。

また、2R(発生抑制、再使用)の取組みの後、家庭や事業所が分別排出する廃棄物については、「新たな資源(原料)」としてマテリアルリサイクル(材料リサイクル)することとし、マテリアルリサイクルが困難な廃棄物については、廃棄物発電の燃料としてサーマルリサイクル(熱回収)に取組むことで、廃棄物を資源として最大限活用することとし、本基本計画の理念(テーマ)を次のとおりとする。

「おとましい」を「行動」へ

※「おとましい」とは、福井弁で「もったいない」という意味。

（5）取組の方向性

中期・後期期間における課題を解決し、基本目標である「市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」の目標値の達成を図るため、次の7つの方向性による取組みを推進する。

① 市民が2Rに取組むための意識啓発及び排出知識の周知並びに排出抑制に向けた手数料の見直しの検討

市民が自ら、発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】に取組めるよう、分別排出や資源回収への排出、食品の3キリ（「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」）など市民が取り組むことができることについて積極的な情報発信や、わかりやすい広報・啓発を図る。

また、環境美化地区推進員と連携しごみ減量の周知を図る。

さらに、家庭系一般廃棄物（ごみ）の手数料についてのあり方について検討する。

② 資源物を分別排出できる機会の提供

市民が分別した資源物を、収集曜日に関係なく排出できるよう、資源物回収拠点の拡充を図る。

③ 事業者等が排出抑制に取組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくりの検討

廃棄物を多量に排出する事業所が計画的に排出抑制に取組めるよう、排出計画書作成の支援を行うとともに、先駆的にごみの減量化に取り組む事業所が実際に行っている取り組みについて周知を図ることで、取り組みの水平展開を図る。また、ごみ処理手数料の見直しについて具体的に取り組む。

④ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

事業所が、紙類等の資源物の排出抑制に取組めるよう、収集運搬許可事業者と連携した排出指導体制づくりを図る。

⑤ 市民団体や民間事業者等が取組む資源化の支援

廃棄物を新たな資源として活用に取組む市民団体や事業者を支援する。

⑥ 分別品目及び区分と広域処理体制の検討

分別品目及び区分と今後の広域処理体制のあり方について、関係団体との協議を含め検討を行う。

⑦ 現有施設の維持管理、新ごみ処理施設の整備及び最終処分場の検討

ごみ処理を安全に安定して行うため、現有施設の適切な維持管理を行うとともに、新ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを着実に進める。また本市域内での最終処分も含め、安全に安定した最終処分について、引き続き検討する。

（6）具体的な取組

	中期 （R1～R5）	後期 （R5～R10）
①市民が2Rに取組むための意識啓発及び排出知識の周知並びに排出抑制に向けた手数料の見直しの検討		
■　地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報		
■　市民・事業者への啓発・働きかけの実施		
■　家庭系廃棄物手数料の見直し		
②資源物を分別排出できる機会の提供		
■　新たな資源物回収拠点の検討		
■　古紙類の分別排出の推進		
■　新たな分別区分の導入等の検討		
③事業者等が排出抑制に取組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくりの検討		
■　事業所の3R意識の醸成		
■　事業系廃棄物手数料の見直し		
④許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制		
■　事業所排出情報の市への提供		
■　許可事業者との連携による排出事業所指導		
■　事業系廃棄物手数料の見直し（再掲）		
⑤市民団体や民間事業者等が取組む資源化の支援		
■　新たな資源化に取組む市民団体の支援		
■　事業者による資源物店頭回収・自主回収の場の設置促進		
⑥分別品目及び区分と広域処理体制の検討		
■　広域処理体制の検討		
■　現行分別区分、内容の整理		
⑦現有施設の維持管理、新ごみ処理施設の整備及び最終処分場の検討		
■　現有施設の維持管理		
■　新ごみ処理施設の整備		
■　最終処分場の設置の検討		

(7)進捗管理指標及び達成水準

この基本計画の確実な推進を図るため、進捗管理指標及び達成水準を設定する。なお、中期における重点取組としては、家庭系廃棄物については、2Rの推進に向けた啓発の強化を進めるとともに、事業系廃棄物については、リデュースの推進に向けて事業者への排出物指導と、手数料の見直しに取り組むこととする。

○進捗管理指標及び達成水準

管理指標	考え方	算出方法・項目	平成29年度現状値	令和5年度達成水準
①啓発説明会の開催数	市等による啓発活動による意識の変化の把握	市及び環境美化地区推進員が実施する啓発説明会の開催数	19回	40回
②市民1人1日あたりの家庭系廃棄物(ごみ)排出量	家庭系ごみのリデュースの推進状況	家庭系燃やせるごみ及び燃やせないごみの量÷人口÷年度日数	531グラム	500グラム
③家庭系排出物調査における資源物の混入率	分別意識の把握	燃やせるごみへの資源物混入率	23.2%	21%
		燃やせないごみへの資源物混入率	27.0%	25%
④資源物回収拠点の数	マテリアルリサイクル推進状況	自主回収の場地点数	71カ所	100カ所
		資源物回収協力店数	5カ所	
		市有施設回収拠点数	6カ所	
⑤資源物の総量	マテリアルリサイクルの状況	資源物総量＝資源物量＋中間処理後資源化量＋集団資源回収量	11,127トン	13,000トン
⑥事業所への分別・減量化個別指導件数	事業系ごみの適正排出に向けた市の啓発活動の状況	事業所への個別指導訪問件数	36事業所	50事業所
⑦事業系廃棄物(ごみ)排出量	事業系ごみのリデュースの推進状況	事業系燃やせるごみ及び燃やせないごみの量÷人口÷年度日数	322グラム	300グラム
⑧最終処分量	リデュース等取組状況の把握	各施設最終処分量の合計	8,181トン	7,700トン

6. 一般廃棄物処理実施計画

1　実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2　実施区域

実施区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画においては、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市（以下「旧福井市」という。）及び美山町（以下「旧美山町」という。）の区域（以下「福井・美山区域」という。）並びに越廼村（以下「旧越廼村」という。）及び清水町（以下「旧清水町」という。）の区域（以下「越廼・清水区域」という。）ごとに定める。

3　計画（目標）処理量

（単位：t）

家庭系資源物	行政回収	プラスチック製容器包装	1,968
		びん類	1,021
		缶類	320
		ペットボトル	217
		ダンボール・紙製容器・紙パック	679
		その他資源物（乾電池、スプレー缶、蛍光灯、新聞紙、雑誌及び小型家電）	170
		家庭系資源物（行政回収）小計【A】	4,375
	中間処理後資源化物【B】		1,690
	集団資源回収（新聞紙、雑誌及び紙パック）【C】		4,970
	小計		11,035
家庭系廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ		41,472
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ		9,267
	小計【D】		50,739
事業系廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ		26,594
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ		1,910
	小計【E】		28,504
合計　【A】+【C】+【D】+【E】			88,588
1人1日当たりのごみ排出量（【A】+【D】+【E】）÷人口÷日数（単位　g）			879

4　発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】の推進に係る取組

ア　市民が2R（発生抑制【リデュース】及び再使用【リユース】をいう。）に取り組むための意識啓発及び排出知識の周知

（ｱ）　地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報

ⅰ市職員、NPO、環境美化地区推進員等による学習会及び研修会の実施

ⅱ市政広報等による廃棄物の現状及び2R取組事例等の広報啓発

ⅲ学校等と連携した児童・生徒・学生等を対象とした学習会の実施

ⅳ廃棄物減量等推進会議の開催

ⅴ環境美化地区推進員を対象とした研修会の開催

（ｲ）　市民及び事業者への啓発及び働きかけの実施

ⅰ市民が簡単にできる減量行動の周知

ⅱ事業者及び消費者団体等と連携した、食品廃棄物減量の周知（使いキリ、食べキリ及び水キリの推進）

ⅲ消費者団体等と連携した、レジ袋無料配布中止の継続及び容器包装簡素化への事業者への働きかけの実施

ⅳイベント等におけるリユースの啓発

ⅴフードドライブの実施

ⅵ市民及び事業者のエコ活動（取組）の広報

（ｳ）　家庭系廃棄物手数料の見直し

ⅰ他市町村の家庭系廃棄物手数料についての調査

ⅱ指定（ごみ）袋有料化の検討

ⅲ持込手数料及び粗大廃棄物の手数料改定の検討

イ　資源物を分別排出できる機会の提供

（ｱ）　新たな資源物回収拠点の検討

ⅰ新たな回収拠点及び回収対象物の検討・実施

ⅱわけるば（福井環境事業株式会社二日市リサイクルセンター（二日市町19号8番地）及び株式会社増田喜福井営業所（西開発4丁目621番地）をいう。以下同じ。）及び古紙類等の回収拠点の設置、増設

（ｲ）　古紙類の分別排出の推進

ⅰ集団資源回収及び店頭回収の広報及び啓発

ⅱ関係機関と連携した、雑がみ分別回収の促進

ⅲ古紙類回収推進事業の実施

ウ　事業者が排出抑制に取り組むための仕組みづくり

（ｱ）　事業所の3R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】をいう。）意識の醸成

ⅰ多量排出事業所3R推進計画制度の推進（30年度結果及び31年度計画についての事業所ヒアリング）及び課題の検討

ⅱふくいまる優エコ事業所（エコショップ・エコオフィス）の認定制度の推進

ⅲ事業者向け啓発情報の発信

ⅳ福井県商工会連合会等に対する「おいしい食べきり運動」への協力要請

ⅴ資源化を行っている処理事業者の排出事業者への広報（周知）

ⅵ事業系ごみの家庭ごみ袋による排出の防止及び産業廃棄物の混入の防止の指導の強化

ⅶスーパー及び学校等から排出される生ごみのリサイクル推進

（ｲ） 事業系廃棄物手数料の見直し
ⅰ事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し
ⅱ事業者への周知活動
エ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制
（ｱ） 事業所排出情報の市への提供
一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者の取引先情報の市への報告
（ｲ） 許可事業者との連携による排出事業所指導
ⅰクリーンセンターでの監視強化及び許可事業者との情報共有
ⅱクリーンセンターへの古紙類搬入制限に向けた情報収集
（ｳ） 機密を含む古紙類資源化の仕組みづくり
ⅰ事業系古紙類資源化の仕組みづくり
ⅱ機密書類の資源化可能業者の把握
ⅲ市役所内部の書類のクリーンセンターへの搬入禁止
オ 市民団体、民間事業者等が取り組む資源化の支援
（ｱ） 新たな資源化に取り組む市民団体の支援
古紙等集団資源回収の実施
（ｲ） 事業者による資源物店頭回収・自主回収の場の設置
ⅰ自主回収の場の現状把握
ⅱ新たな自主回収の場の設置促進、働きかけ
カ 現有施設の維持管理及び新たな処理施設等の検討
（ｱ） 現有施設の維持管理
ⅰクリーンセンターの維持管理
ⅱ収集資源センターの維持管理
ⅲクリーンセンター周辺の大気質常時監視
（ｲ） 新たな処理施設の検討
ⅰ新ごみ処理施設敷地の造成実施設計
ⅱ事業者選定準備作業の実施
ⅲ最終処分場整備について検討
（ｳ）焼却時に発生する熱エネルギーの活用
焼却の余熱を利用した東山健康運動公園への供給
キ 不法投棄や不適正処理の未然防止
（ｱ）不法投棄の未然防止
ⅰ不法投棄監視カメラの設置
ⅱ不法投棄パトロールの実施
（ｳ） 不適切保管及び不適正処理の未然防止
ⅰ無許可収集運搬業者の指導
ⅱ野外焼却、不適切保管等に対し、市民及び事業者へ啓発及び指導
ク 安心できるごみ処理体制の確保
（ｱ）災害廃棄物処理計画の策定
迅速かつ適正な災害廃棄物処理体制の構築
（ｲ）超高齢社会への対応
関係機関と連携した超高齢社会への対応の検討
ケ 一般廃棄物会計基準の導入

5　分別排出の方法

分別排出の方法は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>区域</th><th>方法</th></tr>
<tr><td rowspan="10">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td></td><td>指定袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td></td><td>色別に分類し、集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td></td><td rowspan="2">透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td><td></td><td rowspan="2">1メートル角までの大きさに折りたたみ紙ひもで十字に縛り、又は紙袋に入れ紙ひもで十字に縛り、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td></td><td>透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td></td><td>福井・美山区域</td><td>中身を排出し穴をあけ、透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td></td><td>越廼・清水区域</td><td>中身を排出し穴をあけ、集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光灯</td><td></td><td>集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃やせるごみ</td><td rowspan="2">指定袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>福井・美山区域</td></tr>
<tr><td></td><td>越廼・清水区域</td><td>集積所に設置される容器に排出</td></tr>
</table>

6　収集・運搬その他の回収の計画

ア　家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬

家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>区域</th><th>収集方法</th><th>収集回数※</th><th>運搬先</th></tr>
<tr><td rowspan="10">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td></td><td rowspan="2">委託</td><td>週1回</td><td rowspan="6">民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td></td><td>月1回</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td></td><td>市・委託</td><td>月2回</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td></td><td rowspan="7">委託</td><td rowspan="4">月1回</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td></td><td>広域圏（福井坂井地区広域市町村圏事務組合をいう。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td></td><td rowspan="2">福井・美山区域
越廼・清水区域</td><td rowspan="2">月2回</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td></td><td>鯖江広域（鯖江広域衛生施設組合をいう。以下同じ。）</td></tr>
</table>

資源物	蛍光灯	福井区域	委託	年6回	広域圏
		美山区域		年5回	
		越廼・清水区域		月1回	鯖江広域
燃やせるごみ		福井・美山区域	市・委託	週2回	クリーンセンター（福井市クリーンセンターをいう。以下同じ。）
		越廼・清水区域	委託		鯖江広域
燃やせないごみ		福井・美山区域		月2回	広域圏
		越廼・清水区域			鯖江広域
燃やせる粗大ごみ			市	申込制	収集資源センター（福井市収集資源センターをいう。以下同じ。）
燃やせない粗大ごみ					
犬・猫等の死体			委託		クリーンセンター（一部民間事業者である場合がある。）

※一部の地域で、例外あり

イ　事業系廃棄物の収集・運搬

事業系廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。ただし、おおむね1か月に250キログラム以下のごみを排出する事業者であって、ごみを排出しようとする集積所の管理者の許可を受けたものの事業系廃棄物については、アの家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法による。

種類	区域	収集の方法	運搬先
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	当該区域の当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者	クリーンセンター
	越廼・清水区域		鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域		広域圏
	越廼・清水区域		鯖江広域

ウ　その他の回収

占有者等（条例第17条に規定する占有者等をいう。）は、家庭系資源物及び廃棄物のうち、次の種類の資源物及び廃棄物を次の施設に持ち込むことができる。

種類		持込先
	区域	
資源物	プラスチック製容器包装	わけるば※1（収集資源センターを除く）
	びん類	わけるば
	缶類	
	ペットボトル	
	新聞・チラシ・雑誌・雑がみ	わけるば、美山総合支所、越廼総合支所、清水総合支所
	ダンボール・紙製容器	
	紙パック	
	小型家電	福井市役所本庁　外10か所※2
	乾電池	わけるば

資源物	蛍光灯	わけるば
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	クリーンセンター
	越廼・清水区域	鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域	広域圏
	越廼・清水区域	鯖江広域
犬・猫等の死体		クリーンセンター

※1　省略…17ページ資源回収拠点事業参照

※2　省略…17ページ小型家電回収拠点一覧参照

7　中間処理並びに再商品化及び最終処分の計画

ごみ種類別の中間処理の方法、中間処理の主体、再商品化及び最終処分の方法並びに処理区域については、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">種　類</th><th colspan="2">中間処理</th><th colspan="2">再商品化・最終処分</th></tr>
<tr><th>方法</th><th>主体</th><th>方法</th><th>主体</th></tr>
<tr><td rowspan="12">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td>選別・圧縮・梱包（委託）</td><td rowspan="10">民間事業者</td><td rowspan="2">再商品化（委託）</td><td rowspan="2">指定法人※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">びん類</td><td>青・黒</td><td rowspan="2">選別（委託）</td></tr>
<tr><td>白・茶・生きびん</td><td rowspan="6">再商品化（売却）</td><td rowspan="9">民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td>選別・圧縮（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>選別・圧縮・梱包（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">新聞・チラシ・雑誌・雑がみ</td><td rowspan="3">圧縮・梱包（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型家電</td><td>選別・破砕（委託）</td><td>再商品化（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td rowspan="4">選別</td><td rowspan="2">広域圏</td><td rowspan="4">再商品化（委託）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山区域</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">蛍光灯</td><td>福井・美山区域</td><td>広域圏</td><td rowspan="4">民間事業者</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ</td><td>福井・美山区域</td><td rowspan="2">焼却・破砕</td><td>クリーンセンター</td><td rowspan="2">埋立て</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td><td>鯖江広域</td></tr>
</table>

燃やせないごみ・ 燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域	破砕・焼却	広域圏	埋立て	広域圏
	越廼・清水区域		鯖江広域		鯖江広域
犬・猫等の死体		焼却	クリーンセンター		民間事業者

※ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項の規定により指定された法人をいう。

8 適正処理困難物の処理

条例第22条第1項第7号の市長が別に定める排出禁止物は、次の表の左欄に掲げる適正処理困難物（市で処理できないもの）とし、同表右欄に掲げる処理方法により排出者の責任において自らが適正に処理することとする。

適正処理困難物	処 理 方 法
特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	① 販売店に依頼 ②当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者に依頼 ③郵便局で家電リサイクル券を購入のうえ、指定取引場所に持込み
パソコン	① パソコンメーカーに依頼 ② パソコン3R推進協会に問合せ
自動二輪車	① 取扱店に依頼 ②二輪車リサイクルコールセンターに問合せ
消火器	消火器リサイクル推進センターに問合せ
コンクリートブロック、瓦、タイルその他がれき類、建築廃材	当該種類のごみを処分する許可を受けた業者に持込み
ガスボンベ（カートリッジ式を除く。）	福井LPガス供給センター協同組合に問合せ
バッテリー	取扱店に依頼
ピアノ	取扱店に依頼
木くず（直径10センチメートル以上又は長さ2メートル以上のもの）	①当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者に依頼 ②当該種類のごみを処分する許可を受けた業者に持込み
上記以外の適正処理困難物	販売店又は取扱店に問合せ

9 許可業者による収集運搬計画

一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業の許可方針については、ごみの排出量等を勘案すると、既存の許可業者の持つ能力で適正に処理できることから、現行の体制を維持する。ただし、特定家庭用機器、木くず等ごみの資源化が確実に実施される場合は、ごみの種類を限定して新規の許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可業者名、許可区域及び限定項目については、次のとおりとす

る。

（省略…47ページ収集運搬業許可業者一覧参照）

10　一般廃棄物（ごみ）処分業の許可方針

現行の処理体制での処理を基本とするため新規の許可は行わない。ただし、ごみの資源化を目的とする場合又は適正処理困難物を処理する場合は、ごみの種類を限定して許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）処分業の許可業者名、取り扱う一般廃棄物（ごみ）の種類及び処理方式については次のとおりとする。

（省略…49 ページ処分業許可業者一覧参照）

11　他市町村からの一般廃棄物（ごみ）の受入れ

他市町村で発生した一般廃棄物（ごみ）を本市の一般廃棄物処理施設で処理する場合には、本市は他市町村と事前協議を行い、本市と他市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の調和が確保される場合に限り、本市へのごみの搬入を認める。

他市町村で発生した一般廃棄物（ごみ）を本市に搬入することを認める収集運搬業者名、処分業者名・施設名、内容及び市町村名は次のとおりである。

収集運搬業者	処分業者名・施設名	内容	市町村名
福井環境事業㈱	福井環境事業（株）有機センター	食品廃棄物（堆肥化）	坂井市、鯖江市
	福井環境事業（株）二日市リサイクルセンター	廃プラスチック類、硬質プラスチック類	高浜町
鯖江広域が認めた業者	株式会社深谷	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	鯖江市、越前町
（株）矢部商店	（株）矢部商店	魚腸骨	敦賀市

7. 清掃行政の歩み

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
明治 22 年	4/1 市制施行 （4.43k ㎡、人口 39,863 人） 第二科衛生係として発足		
33 年	「汚物掃除法」	明里焼却場建設	
34 年	春・秋両季の大掃除開始		
35 年	第二科汚物掃除係と改称 汚物掃除法に基づく清掃監視事務開始 掃除監督長（助役兼掌）1 名 掃除監督　　1 名 掃除巡視　　4 名		公衆便所　48 ヶ所
36 年			公衆便所 50 ヶ所 糞尿汲取掃除請負者 32 名
37 年			公衆便所 50 ヵ所（常人夫 2 名）
38 年		汚物塵芥採取焼却請負制度発足	
大正 6 年	掃除監督長、技師兼掌に変更		
8 年		乾徳埋立地使用開始 （2,000 坪 昭和 28 年 4 月埋立完了）	
9 年	掃除監督長、第二課長兼掌に変更	汚物埋立地 4 ヵ所使用中	
12 年	掃除監督長、衛生課長兼掌に変更		
13 年		中野本山裏埋立地使用開始 （600 坪 昭和 4 年 8 月埋立完了）	
昭和 8 年		秋季大演習のため 8～11 月、臨時ﾄﾗｯｸ1台増発	
9 年		荷車 10 台（人夫 10 人）、馬車 4 台（人夫 8 人）、ﾄﾗｯｸ1台（運転手 1 人、人夫 3 人）、各 1 日 5～6 回収集。 1 日平均 9,300 貫収集 （内 3,000 貫焼却、6,300 貫埋立）	
12 年		10 月 上北野焼却場竣工 岩本式固定炉　公称 37.5t/日 実績 30 t/日	
14 年		自動車 4 台＝人夫 12 人（日給 1 円 35 銭）、荷車 8 台＝人夫 8 人（日給 1 円 9 銭～1 円 25 銭）、河川掃除＝人夫 3 人（日給 1 円 30 銭）。	私設組合（し尿汲取組合）で収集。 普通自動車 1 台（冬期間のみ使用） 小型自動車 4 台 荷車 18 台 汲取料金

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		一般家庭の収集は４区域に分け、5月～11月は７日間に１回、12月～３月は10日間に１回収集。 区域一周を 6 日以内に完了したときは残りを有給休暇とした（例えば６日で完了したときは１日を有給休暇とする）。 自動車は請負制度で１日１台（運転手１人、人夫３人）16円。 市場等大量排出業態者は毎日１回収集。	４月～11月　１荷12銭 12月～ ３月　１荷15銭 降雪期　１荷45銭～1円 汲 取　8,000戸 農家が汲取る　2,000戸 純農家　1,300戸
16年		５月　志比口埋立地使用開始 （200坪、昭和21年６月完了）	
17年		業態者ごみ収集手数料（33件） 年額最高150円～ 最低３円 年額合計　723円 （寄付形式により納付）	汲取10,550戸（43,475人） 汲取料金　4～10月 1荷 20銭 11～ ３月 1荷 25銭 降雪期　1荷 1円20銭位 小型自動車　４台 荷車 23台
18年		２月　御幸町埋立地使用開始 （300坪、昭和23年５月完了） 福井日通から中古ﾄﾗｯｸ１台寄贈。 戦時下でｶﾞｿﾘﾝと人夫不足のため25の連合町内会11区とし、11日間で１周。各町内会を督励し、空地にｺﾞﾐを集積させ自動車または馬車で収集したが、成績はきわめて良好であった。 （それまで１周に15～20日を要した。）	
19年	4/1　福井市し尿取扱手数料条例、同施行規則施行 汲取を４月１日より市営とし、業務を株式会社福井衛生組合に委託 （ し尿予算　51,745円 ）	収集車両 直営自動車　２台 請負馬車　６台 直営 人夫　定員11名を採用７名	条例による新料金 １樽（2斗５升）につき50銭以内 第１種券（白）３月～11月 １樽につき10銭 第２種券（青）12月～２月 １樽につき23銭 第３種券（赤）臨時汲取 １樽につき40銭 汲取車両　小型自動車　６台 荷 車　40台
20年	7/19　空襲により市街地の 90％焼失 （ごみ収集車 2 台とも焼失のため、雑芥・厨芥・し尿とも収集業務を一時中止）	戦災前　総世帯数　24,327世帯 収集世帯数　20,000 世帯 戦災後　総世帯数　約10,000 世帯	公衆便所21ヵ所のうち、9箇所罹災

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		収集世帯数 約 2,000 世帯 掃除監督　定員 1 名 採用 1 名 掃除監督補定員 5 名 採用 3 名 掃除人夫　定員 11 名 採用 3 名	
21 年		7 月 現順化小横の埋立地使用開始 （800 坪、昭和 22 年 5 月完了）	
22 年		3 月 有楽町埋立地使用開始 （100 坪、昭和 24 年 10 月完了） 8 月 小山谷埋立地使用開始 （200 坪、昭和 26 年 2 月完了）	
23 年	6/28　福井大地震 上北野焼却炉全壊（10 月再建） 明里焼却場倒壊（10 月再建） （再建までの間は野天焼却）	1 月 現高志高前の埋立地使用開始 （400 坪、昭和 25 年 4 月完了） 地震後の火災のためごみ収集車 3 台のうち、2 台焼失（1 台はﾊｷﾞﾚﾔ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事）	
24 年		ごみ収集車 4 台購入	
25 年	予算　　4,186,600 円	業態者厨芥毎日収集開始 （800 戸、牛車 4 台） ごみ収集車両、自動車 5 台、牛車 6 台、手車 8 台、ﾘﾔｶｰ5 台、（内自動車 1 台は危険物と大型ごみ収集） 3 月 幾久町埋立地使用開始 （80 坪、昭和 26 年 3 月完了）	4 月 福井衛生社として汲取業務開始
26 年	5 月　上北野焼却場焼失 10 月 再建	農村部落へ危険物投入容器（ｺﾝｸﾘｰﾄ製）10 個設置	
28 年	4/1　福井市塵芥処理条例 （条例第 11 号）施行	ごみ排出量 1 日約 60 ﾄﾝ 収集人口 98,815 人 世 帯　21,070 世帯	
29 年	汚物掃除法廃止 7/1 清掃法（法律第 72 号）施行 11/8 福井市清掃条例（条例第 18 号）、同施行規則（規則第 22 号）施行	3 月 南江守埋立地使用開始 （4,000 坪、昭和 37 年 5 月完了）	2 月 合資会社福井衛生社と改称
30 年	厨芥車を機械車化（2t 車購入）		
31 年		3 月 河増町埋立地使用開始 （150 坪、昭和 34 年 6 月完了）	6 月 合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併合資会社福井衛生社とした。

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		4月　町屋松原病院裏埋立開始 （200 坪、昭和 34 年 1 月完了）	6月　相互衛生社として汲取業務開始
32年	予算　17,741,200円 大型ﾄﾗｯｸ(4t 車)購入	専任職員10名、労務者42名(内、臨時19名) 他にごみ収集請負 1 名、労務者 6 名、ごみ焼却請負2名、労務者8名	7月　山一衛生社として汲取業務開始 12/27　境処理場(公共下水道終末処理場の汚泥処理施設)へし尿投入開始 投入料補助金制発足
33年	予算　19,448,100円	1日の作業量 収集　直営 54t、請負 9t 側溝・下水清掃　432 kg 河川清掃　1,051 kg 街路清掃　102 kg ※直営と請負で市中を8区に分け自動車(4t…7台、1t…2台)、牛車6台、荷車 10 台(内厨芥収集 6 台、街路清掃4台)で収集	公衆便所　19 ｶ所 し尿収集・運搬は許可制3社 (福井、相互、山一) 3 月　合資会社福井衛生社と福井清掃社が合併。有限会社 福井衛生社と改称
34年	9/15　部制を実施。厚生部衛生課となる。	車両　自動車(4t…7台、1t…3台) 牛車6台、荷車7台、 作業員60名(監督、運転手を含む) ごみ収集世帯・人口 直営 17,761 世帯　78,214 人 請負　6,095 世帯　24,560 人	・し尿汲取 22,000 世帯 100,000 人
35年	上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋にて再建 11月　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉着工	専任職員16名、労務者51名、(内臨時10名) 他にごみ焼却請負者 2 名、労務者8名	
36年	5 月　南江守ｾﾝﾀｰを収集車両基地として使用開始 10/18 南江守ｾﾝﾀｰ竣工 三和動熱逆送式自動焼却炉(20t/8h×2) ・明里焼却場(15t/日)および牛車6台廃止	2月　寺前町埋立地使用開始 (100坪、昭和37年5月完了) 4/1　汚物(ごみ)取扱業の許可	
37年	11/1　機構改革で衛生課より分離、清掃課となる。 厚生部―本庁(庶務・業務) 清掃課―清掃ｾﾝﾀｰ(収集・焼却)	6月　灯明寺六方池埋立開始 (300坪、昭和38年4月完了) 6月　若杉町埋立地使用開始 (50坪、昭和39年1月完了)	公衆便所 17 ヶ所(女子清掃員1名で毎日清掃)
38年	4月　福井市清掃条例一部改正 10/1　衛生課と改称	3月　城之橋下町埋立開始 (200 坪、昭和 39 年 10 月完了) 4/1　一般家庭のごみ収集手数料	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		賦課開始	
39年		4/1 収集業務の一部を福井衛生社に委託 11月 上北野荒川廃川埋立開始（4,000坪、昭和41年5月完了）	
40年	全職員数 1,673人 環境衛生課職員 89人 本庁 11人 清掃ｾﾝﾀｰ 78人	収集方法 混合で各戸収集（中心街週2回、その他週1回、農村地区の一部で不燃物のみ月1回収集） 4月 渡団地埋立地使用開始（300坪、昭和40年10月完了） 5月 足羽山埋立地使用開始（500坪、昭和40年11月完了）	
41年		3月 今市江端川廃川埋立開始（1,500坪、昭和42年4月完了） 8/1 市街地区のﾃｽﾄ地区5ｶ所（計2,110世帯）で袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による週1回定曜日収集実施 12月 同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除	
42年	4/1 清掃課と改称 7/30 吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合（坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合）の事務局を清掃課内へ設置 ※九頭竜焼却場 昭和39年12月竣工 固定炉（10t／日×2炉）	袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式実施のため各備えつけのｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱の撤去開始（申込により1個300円で買上げ） 4月 袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による第2回ﾃｽﾄ（12,200世帯）実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除 6月 大島町江端川廃川埋立開始（4,000坪、昭和44年11月完了） 8月 第2回ﾃｽﾄ地区のうち成績良好な地区（1,060世帯）を対象とし、週2回定曜日収集実施 9月 第3回ﾃｽﾄ（3,000世帯）実施し、同時に手数料免除	許可3社（補助金1,300,000円） 汲取世帯 24,000世帯 汲取手数料 （18ﾘｯﾄﾙにつき） 4～11月 -15円、 12～ 3月 -20円 5月 川西衛生社として汲取業務開始 （営業範囲は清掃法による特別清掃区域外）
43年	4月 福井市清掃条例一部改正 第23回国民体育大会実施（夏・秋） 11/1 清掃事務所と改称	4月 全収集地区一斉（可燃物週2回、不燃物週1回）に袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による定曜日収集実施。同時に一般家庭の収集手	12/1 し尿汲取料金改定 18ﾘｯﾄﾙにつき28円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		数料全廃　粗大ごみ有料化。 5 月　東山埋立地使用開始 7 月　夏季早朝収集実施(7/15～10/5) ・ｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱を 8 月までに 1,500 個撤去。越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用	
44 年	3/24 「衛生安全都市」宣言	4 月　農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 350 所帯) 7 月　特掃地域とその周辺の不燃物収集を 2 週 1 回から毎週 1 回に改善(可燃物は従来と同じく週 2 回) 7 月　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉を 3 直制(24 時間稼働)とした。 ・夏季早朝収集実施(7/14～9/13)	7 月　川西衛生社に汲取し尿の処理場搬入許可
45 年	11 月　東山ｾﾝﾀｰ焼却炉起工式 12 月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布	4 月　農村地区の不燃物週 1 回収集区域拡大(約 800 世帯) 6 月　周辺団地の収集開始(約 200 世帯) 7 月　夏季早朝収集実施(7/13～9/5) 9 月　農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 200 世帯) 10 月 周辺地区収集拡大(約 100 世帯) 農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 70 世帯)	
46 年	9/1　足羽郡足羽町を合併 ・建設中の東山ｾﾝﾀｰ要員決定 清掃事務所 ┌ 本　庁 (庶務・業務) ┐ 南江守ｾﾝﾀｰ 東山ｾﾝﾀｰ 9 月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	夏季早朝収集を本年度より中止 4 月　川西・殿下・国見等の不燃物月 1 回収集開始　(約 3,000 世帯) 魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 5 月　周辺地区等の収集拡大(約 2,000 世帯) 9 月　魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 12 月 足羽支所管内の不燃物月 1 回収集開始　(約 3,000 世帯)	4 月　公衆便所清掃を福井衛生社に委託
47 年	1/21　東山ｾﾝﾀｰ焼却炉試験焼却開始	南江守ｾﾝﾀｰ3 直制廃止 1/20 まで 3 直制	4 月　川西衛生社を許可業者に認可(許可業者数 4 社となる)

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	3/31 東山ｾﾝﾀｰ焼却場完成 （4 月 1 日から正式稼働） 4/1 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 9/1 上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 10/1 機構改革により清掃事務所を 1 課 2 場とした。 清掃事務所 ─ 業務課 南江守ｾﾝﾀｰ 東山ｾﾝﾀｰ	2/23 まで 2 直制 2/24 から 1 直制 4/1 産廃受入規制、一般と併せて処理する ・産廃告示（もえがら、紙くず、金属くず、ｶﾞﾗｽくず） ・一廃の処理を要しない区域告示 12 町（川西 11、殿下 1） 4 月 川西地区等の可燃性ごみの収集開始 12/11 東山ｾﾝﾀｰ焼却場 2 直制実施	
48 年	3/31 上北野焼却場廃止 3 月 福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工 （栗本鉄工所 50t/5h） 6/1 福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 8/16 電気部品の PCB 使用部品の業者による撤去開始	10/1 業態者厨介収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした。 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで 月額 1,500 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに 月額 750 円加算	4/1 し尿汲取料金改訂 18 ﾘｯﾄﾙにつき 36 円 （うち 5 円市補助） ・汲取料補助金制発足 11,000 円 投入料補助 3,000 円 汲取料補助 8,000 円 （18 ﾘｯﾄﾙにつき 5 円補助）
49 年	3 月 福井坂井地区広域市町村圏焼却炉竣工 （ﾀｸﾏ 100t／8h） 10/1 九頭竜焼却場廃止 ・機構改革により厚生部廃止、生活環境部となる 生活環境部 ─ 環境保全課 交通対策課 清掃事務所 ─ 業務課 南 江 守 ｾﾝﾀｰ 東山ｾﾝﾀｰ	4 月 委託地区の休日（祝日・振替休日）収集を廃止 （直営地区では従来から休日収集を実施していない） 8 月 福井坂井地区広域圏笹岡清掃ｾﾝﾀｰへ搬入開始 可燃物（森田・川西・河合地区） 不燃物及び粗大ごみ（全市域） ・広域圏搬入手数料 可燃物 1t までごとに 200 円 不燃物・粗大ごみ 1t までごとに 300 円	7/1 し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 45 円 （うち 5 円市補助）
50 年	10/1 福井市清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の一部改正	4/1 一廃とあわせて処理する産廃告示（紙くず、金属くず） ・一廃の処理を要しない区域告示 10 町（川西 9・殿下 1） 4 月 南江守ｾﾝﾀｰに「不法投棄処理班」を編成し、ﾊﾟﾄﾛｰﾙと処理を実施（処理の一部は福井衛生社に委託） 8/1 矢部商店に許可	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		（魚腸骨の収集運搬）	
51年	3/31　九頭竜環境衛生施設組合（福井市、丸岡市、春江町）解散	4 月　祝日等休日分ごみの翌日振替収集業務実績 （土曜日が祝日の場合は月曜日に収集）	6 月　有限会社川西衛生社と改称 7/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 50 円 （うち 5 円市補助）
52年	4/1　あき地等の清潔保持に関する条例施行 7/3　休日等の犬・猫死体収集開始（収集は福井衛生社に委託）	4/1　厨芥収集許可手数料改訂 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,000 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 1,000 円加算 ・広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物・粗大ごみ 0.5t までごとに 500 円	・公衆便所　56 ｶ所 水洗式　30 ｶ所 汲取式　26 ｶ所 清掃は福井衛生社に委託 （汲取は従来から 4 社に委託）
53年		5/15　新規委託（中央1・2丁目、大手 2 丁目の一部を福井衛生社へ委託） 6/1　収集車の後部ｽﾃｯﾌﾟ撤去	・し尿汲取特別料金許可 （冬季割増料金：1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 55 円 10/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 70 円 （うち 10 円市補助）
54年		4/1　一般の処理を要しない区域告示（川西地区 9 町） ・西藤島地区（海老助町ほか 7 町）の可燃物を週 2 回に増加（これにより委託地区は全区週 3 回になった。） 7/1　東郷地区（4 町）、大安寺地区（全町）の可燃物を週 2 回に増加	・し尿汲取特別料金許可 （冬季割増料金：1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 80 円 （うち 10 円市補助）
55年	4 月　東山ｾﾝﾀｰに古畳切断機を設置 5 月　一般家庭の古ﾀｲﾔ臨時収集及び南江守への自己搬入受付開始 9/18　空き缶、空き瓶収集のﾓﾃﾞﾙ事業実施 （日之出地区で毎月第 3 木曜日に缶類、ｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ収集のﾓﾃﾞﾙ事業実施 委託事業者が収集を行う。積雪期は休止） 11/1　南江守ｾﾝﾀｰ管理棟使用開始（鉄骨建 632 ㎡）	4 月　一廃許可業者の可燃物の搬入手数料を徴収 6 月　広域圏破砕機を毎月第 1・第 3 土曜日停止（搬入も停止） 10/1　足羽支所（全区）と川西支部（一部）等の可燃物を週 2 回に増加。同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週 1 回収集を実施	・し尿汲取特別料金（冬期料金）は昨年と同じ。 10/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 90 円 （うち 15 円市補助）
56年	5/8　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉焼却停止稼働焼却施設は東山ｾﾝﾀｰと広域圏ｾﾝﾀｰの 2 ｶ所	1/1　厨芥週収集許可手数料改訂 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,600 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額	4/1　し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 105 円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	8月　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉煙突撤去 10/20 宝永地区で毎月第 3 火曜日に缶類、ｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ実施（積雪期は休止）、廃品回収業者が収集 12/12 南江守ｾﾝﾀｰに貯蔵庫建設	1,300 円加算 5/11 東山ｾﾝﾀｰ焼却作業３班２直制で実施。平日 18 時間（土曜日 9 時間）	（うち 15 円市補助）
57 年	1月　年始の清掃業務を４日から開始（昨年までは５日から） 6/14～17 「ごみの中からこんなもの展」開催（於：市民ﾎｰﾙ） 7 月　南江守ｾﾝﾀｰにｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ建設 8月　直営による缶類、ｶﾚｯﾄ・ｶﾞﾗｽのﾘｻｲｸﾙ開始 第１月曜日（杉の木台一帯） 第２月曜日（運動公園一帯） 第３水曜日（橋南足羽地区） 9月　南江守焼却炉解体	2 月　広域圏破砕機改良工事竣工（ｱﾙﾐ選別機、焼却場への可燃ごみ直送ｺﾝﾍﾞｱ） 10 月 川西・国見・殿下・東安居・西安居の可燃ごみ週 1 回地区を週２回に増加 （これに伴いこの地区に限り祝日等休日分の翌日振替収集業務を中止） 他地区は翌日振替収集を継続 11 月 鷹巣等の可燃ごみ週 1 回収集開始（従来は不燃性ごみの収集）	散乱あき缶等調査 ［国道・市道３地区で調査（1・2 回とも同じ場所）］ 第１回：6/9、第２回：9/22 9 月 環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか 21 日に「ポイ捨て防止」ﾎﾟｽﾀｰ入りﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰを街頭、ｶﾞｿﾘﾝ・ｽﾀﾝﾄﾞ、駐車場で配布
58 年	4/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条（一般廃棄物処理手数料）の一部を改正 4/15 南江守ｾﾝﾀｰ敷地買収 取得価格 402,143,706 円 （それまでは借地） 6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」開催（於：市民ﾎｰﾙ）		6 月 散乱あき缶等調査（昨年の 3 ヶ所の外に 4 ヶ所） 9 月 環境衛生週間行事として昨年と同じく散乱あき缶等調査と、ﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ配布 10/1 し尿汲取料金改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 105 円 （うち 15 円市補助）
59 年	3 月 空きびん収集手法の改善 空きびんを 4 色（白・青・茶・黒）に分けて収集を開始。 なお、ﾘｻｲｸﾙ日（空き瓶収集日）にはその他の不燃ごみは収集しないこととする。 4 月 生ごみ処理容器設置事業補助金の創設（1 個 2,000 円） 10/24～26 全都清（秋季）評議員会開催 12 月 有価物回収還元金交付要綱の制定	7月 東山ｾﾝﾀｰ焼却炉の排ｶﾞｽ処理施設備改良工事完成 8月 小・中学校を拠点として「廃乾電池類」を収集するための「回収容器」を配布 10 月 2ヶ月に 1 回定期収集 （「回収容器」が満杯になったときは随時収集。）	・し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 120 円 （うち 15 円市補助） 4/1 し尿投入処理料金改定 （180 ﾘｯﾄﾙにつき 25 円） （旧料金 180 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円）
60 年	4 月　ごみ収集業務民間委託拡大 4 月 ﾘｻｲｸﾙ開始（みのり地区） 6/10～12	3 月 埋め立て地環境整備 4/1 東山ｾﾝﾀｰ焼却場 3 直制実施 7 月 保育園に廃乾電池回収容器	6 月、9 月 散乱あき缶等実態調査 10/1 浄化槽法の制定に伴い、福井市廃棄物の処理及び清掃に

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	「ごみの中からこんなもの展」開催 8/1 清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の全部改正	配布	関する条例の条文の整備
61年	3/1 新ごみ焼却場建設のため環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査開始 3月 新炉基本計画策定 4月 ﾘｻｲｸﾙ開始(商工、京福、新種池、希望ｹ丘、社北地区) 6/9～11 「ごみの中からこんなもの展」開催 9/16 新炉建設に伴う岡保地区との協議事項合意に達す	3/10 東山ｾﾝﾀｰ電気集塵機完成	6/9 散乱あき缶等実態調査
62年	2/29 環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査完了 4/1 福井市廃棄物の処理に関する条例(一般廃棄物処理手数料)の一部改正 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ建設事務所開設 6/24 福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ起工 9/24 「くうかん鳥」設置 ﾌｪﾆｯｸｽﾌﾟﾗｻﾞ・ｲﾍﾞﾝﾄ広場に3基設置	2月 ごみ収集基本方針(5分別収集)確立 3月 東山ｾﾝﾀｰ4号炉改造工事完了 5/26 焼却灰、中竜鉱山廃坑へ再搬開始 7/5 分別収集用全戸配布用ﾘｰﾌﾚｯﾄ作成 7/23 東藤島地区995世帯及び中藤島地区3町内103世帯で5分別収集開始 8月 煙突補修工事 10/22 円山・啓蒙・上北野の各地区4,337世帯で、「5分別収集」開始	
63年	6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」開催 7/8 福井市ごみ対策地区推進員186名を委嘱 8/24 全都清廃棄物処理実務研修会開催 8/31 福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 9/30 ｽﾌﾟﾚｰ缶穴あけ器具を市内全世帯に配布（約80,000本) 4月、10月 くうかん鳥抽選会 じん肺健康診断実施	3月末日、東山ｾﾝﾀｰ3号炉改造工事完了 4/1 順化・照手・光陽・豊岡の各地区3,800世帯で「5分別収集」開始 4/8 田原・春山・花月・乾徳の各地区3,875世帯で「5分別収集」開始 8/4 川西・東郷(一部)の各地区2,800世帯で「5分別収集」開始 8/18 大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明(一部)の各地区2,868世帯で「5分別収集」開始	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		12/18 焼却炉補修工事完了 12/19 大宮・文京の各地区 4,377 世帯で「5 分別収集開始」 12/24 北陸精巧舎、宮下ﾋﾞﾙ管理、(株)ｸﾘﾝﾏｽﾀｰを許可者に認可 (ごみ許可業者数 6 社)	
平成元年	4/1 消費税の導入に伴う福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条(一般廃棄物処理手数等の)一部改正 ・福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱 (194 名) 4/10 観光地の公衆ﾄｲﾚ(汲取式)15 ｶ所定期清掃開始 4/17 公園施設公衆ﾄｲﾚ(汲取式)9 ｶ所及び公園施設の公衆ﾄｲﾚ(汲取式)49 ｶ所定期清掃開始 5/11 ごみ対策地区推進員研修会の開催 5/13 中竜鉱山環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査委員会設置 6/5～7 「ごみの中からこんなもの展」開催 8 月 「東山ｾﾝﾀｰごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出 10/13～17 市制 100 周年記念事業 「100 くらしと健康展」にごみｺｰﾅｰ設置 ｽﾃｰｼｮﾝ看板配布 4 月、10 月 「くうかん鳥抽選会」の開催	4/3 麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区 1,833 世帯で「5 分別収集」開始 4/10 一乗・上文殊・文殊・六条・東郷(残)の各地区 2,357 世帯で「5 分別収集」開始 4/24 西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮 1～5 丁目・町屋 1～3 丁目・大願寺 1～3 丁目の各地区 5,192 世帯で「5 分別収集」開始 5 月 煙突補修工事 8/2 社南地区 1,600 世帯で「5 分別収集」開始 8/9 明新地区 2,400 世帯松本地区 300 世帯で 5 分別収集開始 8/16 社北地区 1,800 世帯、東安居地区 900 世帯で 5 分別収集開始 11 月 直営定期収集体制 (14 班→15 班に)	4/1 し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 120 円 (うち 15 円市補助) ・冬季割増料金(1/1～3/31) 18 ﾘｯﾄﾙにつき 135 円 (うち 15 円市補助) 6 月、9 月 散乱あき缶等調査
2 年	3/26 中竜鉱山環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査委員会「福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰの焼却灰を中竜鉱山採掘跡空洞で処分することに関する環境ｱｾｽﾒﾝﾄ調査報告書」提出 6/4～6 「第 9 回ごみの中からこんなもの展」開催 6 月、10 月 「くうかん鳥抽選会」の開催	4/1 直営定期収集体制 (15 班→16 班に) 資源ごみの容器配布 直営ﾘｻｲｸﾙ地区の収集 8 月 全地区 5 分別収集完了 空きびん・空き缶の分別収集開始 医療廃棄物処理ﾌﾛｰ作成 10/1 直営定期収集体制 (16 班→18 班に) 3/31 東山埋立地使用停止	3 月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出 ・「福井市境浄化ｾﾝﾀｰし尿投入所精密機能検査報告書」提出 4/1 合併処理浄化槽設置費補助制度の施行 6 月、9 月 散乱あき缶等実態調査

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
3年	4/1 東山ｾﾝﾀｰ廃止 未収集地区解除 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(法の改正) 4/24 福井市ごみ対策地区推進員委嘱 (第2期:200名) 6/3～4 「第 10 回ごみの中からこんなもの展」開催 6月、10月 「くうかん鳥抽選会」の開催	4/1 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ稼働 炉形式:全連続燃焼式流動床炉 処理能力:345t／日 (115t/24h×3炉) ・古紙等回収奨励金制度開始 5/1 指定ごみ袋ﾓﾃﾞﾙ実験事業 啓蒙地区で燃やせるごみ用袋を配布 10/1 直営定期収集体制 (18班→20班に) 12/6 空き缶処理施設着工	4/1 許可業者2社になる 福井環境事業(株) (株)相互環境公社 6月、9月 散乱あき缶等実態調査
4年	6/1～2 「第11回ごみの中からこんなもの展」開催 6月、10月 「くうかん鳥抽選会」の開催	4/1 資源ごみの定期収集開始 ・資源ごみ及び特殊ごみの収集日を水曜日とする(水・土地区の廃止) あきびん月1回(委託収集) あき缶 月2回(直営収集) ・祝・休日の振替収集の廃止 ・金属が逆有償化になる ・空き缶選別処理棟の完成、稼動	4/1 し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18ﾘｯﾄﾙにつき135円 (うち20円市補助) ・冬季割増料金(1/1～3/31) 18ﾘｯﾄﾙにつき15円 6月、9月 散乱あき缶等実態調査
	4/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正 6/14～15 「第 12 回ごみの中からこんなもの展」開催 6 月、10 月 「くうかん鳥抽選会」の開催	6/1 粗大ごみ手数料改定	2/1 新し尿投入所建設着工 6月、9月 散乱あき缶等実態調査
6年	4/19 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第3期:200名) 4/30 くうかん鳥(空き缶回収)廃止 6/13～14 「第 13 回ごみの中からこんなもの展」開催 6/15 「くうかん鳥抽選会」(最終) 7/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 (廃棄物の減量等推進会議の設置) 9/27～28 「第 14 回ごみの中からこんなもの展」開催	2/22 粗大ごみ処理庫完成 11/10 空き缶破袋機完成	4/1 境浄化ｾﾝﾀｰし尿投入所稼働 処理量 170kl／日 6月、9月 散乱あき缶等実態調査

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	10/1　機構改革により生活環境部改め市民生活部環境事務所となる （環境対策課、清掃清美課、収集資源ｾﾝﾀｰ、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ） 10/7　福井市廃棄物減量等推進会議委員委嘱（17 名）		
7 年	4/1　有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設（1 個 2,000 円） 6/12～13 「第 15 回ごみの中からこんなもの展」開催 10/17～18 「第 16 回ごみの中からこんなもの展」開催 12/25 「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出	5/18　直営定期収集体制 （20 班→18 班に） 10 月　福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃ｾﾝﾀｰ完成 12 月　毎月第２日曜日の粗大ごみの搬入開始（収集資源ｾﾝﾀｰ、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ）・ﾌﾛﾝ回収	6 月、9 月　散乱あき缶等実態調査
8 年	6/10～11 「第 17 回ごみの中からこんなもの展」開催 7/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正 （指定袋、手数料等） 10/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則全部改正 （指定袋、粗大こみ手数料等） 10/7～8 「第 18 回ごみの中からこんなもの展」開催 11/1　福井市指定ごみ袋制度開始 12/25 福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条制定	1月　毎月第２日曜日の粗大ごみ搬入開始 （福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃ｾﾝﾀｰ）	4/1　し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 150 円 （うち 20 円市補助） ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円 9 月　散乱あき缶等実態調査
9 年	4/1　福井市指定ごみ袋制度完全実施 4/23　福井市環境美化地区推進員委嘱（第４期：200 名） 6/17～18 「第 19 回ごみの中からこんなもの展」開催 10/1　福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施	1/1　粗大ごみ手数料改定 10 月　ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ資源回収ﾓﾃﾞﾙ事業開始 （一乗・社西・東郷・西藤島・森田地区） 12/10　収集資源ｾﾝﾀｰ管理棟増築工事完成	9 月　散乱あき缶等実態調査

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	行 （ﾁﾗｼ・携帯用灰皿街頭配布） 10/6～7 「第 20 回ごみの中からこんなもの展」開催 ＊「ごみ処理基本計画」策定		
10 年	6/8～10 「第 21 回ごみの中からこんなもの展」開催 10/31 生ごみ処理容器設置事業補助金制度の廃止	10 月 ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ資源回収を市全域で実施	4/1 し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正 9 月 散乱あき缶等実態調査 10/1 ﾎﾟｲ捨て・ふん害防止条例施行 1 周年記念行事（重点区域内現場踏査）
11 年	6/21～22 「第 22 回ごみの中からこんなもの展」開催 9/21 電気式生ごみ処理機補助制度施行（4 月 1 日以降購入から対象）	4 月 直営定期収集体制 （18 班→15 班） ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰのﾀﾞｲｵｷｼﾝ対策工事始まる。	9 月 散乱あき缶等実態調査
12 年	4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 5 期：200 名） 6/9・12 「第 23 回ごみの中からこんなもの展」開催		9 月 散乱あき缶等実態調査
13 年	4/1 家電ﾘｻｲｸﾙ法の施行 （ｴｱｺﾝ、ﾃﾚﾋﾞ、冷蔵庫、洗濯機を収集・処理対象外とする）	10 月 新分別収集ﾓﾃﾞﾙ事業開始 段ﾎﾞｰﾙ・その他紙製容器及び白色食品ﾄﾚｰ（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装）を資源として収集を開始する （宝永・河合・東郷の 3 地区）	6 月 設置基準等の見直しにより、市の汚水処理構想の見直し（基本計画）に着手 （早期の汚水処理率 100％をめざす） 9 月 散乱あき缶等実態調査
14 年	4/1 環境政策課内に「資源循環型社会推進室」設置 11/20 福井市廃棄物減量等推進会議「新分別の報告」	10 月 直営定期収集体制の再構築 （15 班→13 班に）	
15 年	4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 6 期：200 名） ・非電気式生ごみ処理機補助制度施行 6 月「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びﾘｻｲｸﾙ推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成 7 月 ﾘｻｲｸﾙ戦隊「ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰ」、円山	3 月 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ ﾀﾞｲｵｷｼﾝ対策工事完了 4 月 全市一斉に、新分別収集開始 （ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装、ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・紙製容器分別収集） これらのごみの分別収集実施により，ごみ総量にて 4,260 トン減少した。（14 年度比）	4 月 し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	保育園・文京保育園・東藤島保育園に出動 9月「福井市ごみ削減・ﾘｻｲｸﾙ推進ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ(行動計画)素案」まとまる	空き缶、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙの中間処理を民間に委託 10 月 新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始	
16 年	3/31 電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止 4 月 動物の死体処理の民間委託 ・福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催 7/18 福井豪雨 10 月 台風 23 号に伴う水害被災自治体の支援を実施 宮津市(10/28)、豊岡市(10/29) 舞鶴市(10/30～10/31)	4 月 家電ﾘｻｲｸﾙ法の改正 (冷凍庫を収集・処理対象外とする) ・資源有効利用促進法の施行により、廃ﾊﾟｿｺﾝを収集・処理対象外とする ・家庭用指定袋で、3 色化試行開始 5 月 資源回収拠点ﾓﾃﾞﾙ事業 開始 ・小売店にﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置する ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装を市が収集する ・ﾓﾃﾞﾙ事業はﾊｰﾂ羽水店	
17 年	8/15・16 ﾘｻｲｸﾙ戦隊「ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰ」愛・地球博に出動	3/31 中竜鉱山廃坑への搬入終了(総搬入量 136,000m3) 4 月 直営定期収集体制の再整備(13 班→11 班に) ・空き缶収集業務の一部委託 ・収集資源ｾﾝﾀｰでの燃やせる粗大ごみの受入を開始 資源回収拠点事業開始 (ﾊｰﾂ羽水店、Aｺｰﾌﾟやしろ店、Aｺｰﾌﾟ堀の宮店) 焼却灰、勝山市処分場に搬入(～17/12)	
18 年	2/1 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併 3/31 生ごみ処理機(非電気式)購入費補助制度廃止 4/18 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第 7 期:224 名)	1 月 焼却灰、民間処分場(草津町)へ搬出 4 月 直営定期収集体制の再整備(11 班→10 班に)	2/1 し尿投入所 旧美山町の収集汚泥受入開始 し尿収集運搬手数料改定 18 ﾘｯﾄﾙまでごとに 168 円 (20 円補助金廃止) し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 18 ﾘｯﾄﾙまでごとに 26.25 円
19 年	3/31、4/1 能登半島地震に伴う被災自治体への災害応援出動(穴水町・輪島市)職員 19 名 8/6～11 10/9～20	2 月 ﾊﾆｰ麻生津店にて資源回収拠点事業開始 3 月 ｱﾙﾌﾟﾗｻﾞﾍﾞﾙ店にて資源回収拠点事業開始 4 月 美山・越廼・清水区域においてﾌﾟﾗ容器包装の分別収集	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	新潟県中越沖地震に伴う被災自治体への災害応援出動（柏崎市）職員 延べ43名	を開始 7月 美山・清水区域において段ﾎﾞｰﾙ・紙製容器の分別収集を開始 （越廼区域は、段ﾎﾞｰﾙは合併以前より分別収集している）	
20年	3月 ﾘｻｲｸﾙ推進啓発用ﾋﾞﾃﾞｵ制作（ﾘｻｲｸﾙ戦隊 ﾜｹﾙﾝｼﾞｬｰﾘﾀｰﾝｽﾞ） 「ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ精密機能検査」の実施	4月 紙ﾊﾟｯｸ分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器の分別収集開始 7月 ﾊｰﾂ学園店にて資源回収拠点事業開始	3/31 丹生衛生管理組合解散 4/1 旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合 し尿投入所 旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始
21年	3月「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第8期:163名） 5月 収集資源ｾﾝﾀｰにて環境学習会開始 12月「循環型社会形成推進地域計画」策定	4/1 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の品目拡大、出し方緩和 隔週収集から毎週収集へ 4/1 美山区域の可燃ごみについてｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰへ搬入を開始 4/1 家電ﾘｻｲｸﾙの対象品の追加（液晶・ﾌﾟﾗｽﾞﾏﾃﾚﾋﾞ、衣類乾燥機）	
22年	3月「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 12月「循環型社会形成推進地域計画」変更	3月 くみあいﾏｰｹｯﾄ東郷店にて資源回収拠点事業開始 7月 蛍光灯の分別収集開始 12月 福井市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ長寿命化計画策定	10/15 ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動
23年	8月 不法投棄防止監視ｶﾒﾗ及び看板設置 9/16～18 台風12号に伴う被災被災自治体への災害応援出動（和歌山県那智勝浦町）職員6名 10/19 東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用2tﾄﾗｯｸを譲与	4月 ﾗｲﾀｰの出し方変更（不燃の日に別袋にして出す） 4月 収集資源ｾﾝﾀｰにて資源ごみ回収拠点ｽﾃｰｼｮﾝ設置	
24年	3/1 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例における重点区域の範囲拡大 （52.8ha→73.3ha） 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第9期:171名） ごみｽﾃｰｼｮﾝ設置補助制度創設	3月 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ大規模改修工事開始 4月 収集資源ｾﾝﾀｰにて小型家電等回収ﾎﾞｯｸｽ設置 12月 ごみの分け方・出し方早見表の広告掲載制度開始 ふくい㊊ｴｺ事業所募集開始	2/29 ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動 3/27 ﾎﾟｲ捨て防止啓発街頭活動

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
25 年		3 月　資源物回収拠点「わけるば」開設(㈱増田喜福井営業所、福井環境事業㈱二日市ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ) 4 月　事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づく多量排出事業所 3R推進制度の試行開始 5 月　事業所用指定ごみ袋の広告掲載制度開始 10 月　市役所本館、ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰに使用済み小型家電回収ﾎﾞｯｸｽを設置	
26 年	2 月 「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を改訂し、「福井市資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画」として名称を変更 12 月 「循環型社会形成推進地域計画」策定	3 月　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ、ごみ発電の余剰電力を試験的に売電開始 4 月　ﾊｰﾂ学園店及び羽水店における資源回収拠点事業を休止 4 月　びん(青びん・黒びん)容ﾘ協再商品化委託開始 6 月　美山・越廼・清水総合支所において、使用済み小型家電の回収を開始	3/25　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発 11/14　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
27 年	4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱（第 10 期:169 名） 4/1 「地域ﾘｻｲｸﾙ推進美化協力金」制度を「地域清掃美化推進協力金」制度に改正	3 月　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ大規模改修工事完了 3/31　小売店におけるﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の資源回収拠点事業の終了 4 月　収集資源ｾﾝﾀｰにて粗大ごみの硬質ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ資源化開始 6 月　古紙等集団資源回収の品目に雑がみを追加 6/30　ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ、ごみ発電の余剰電力売電量を増加 7月　ﾊｰﾂ羽水店、学園店及び志比口店において、使用済み小型家電の回収を開始 10/1　ふくい㊝ｴｺ事業所認定制度一部見直し(ｴｺｼｮｯﾌﾟ・ｴｺｵﾌｨｽ認定事業所 12 事業所→25 事業所)	3/17　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発 10/4　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
28 年	12 月 「循環型社会形成推進地域計画」変更	10/1　ふくいﾏﾙ優ｴｺ事業所認定 25 事業所→33 事業所 10 月　美山・越廼・清水総合支所に古紙回収拠点を設置	9/22　ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発 12/1　食べきり運動街頭啓発
29 年	3 月　新ごみ処理施設整備基本構想策定	4 月　環境省「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェク	10/7　福井市環境ﾌｪｱ内で「雑がみ回収ｺﾝﾃｽﾄ」を開催

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	9 月　新炉建設のための環境影響調査業務の着手 12 月 「循環型社会形成推進地域計画」変更	ト」の小型家電回収専用ボックスを市役所別館4階に設置し、プロジェクトへ小型家電の提供を開始 9 月 雑がみ回収袋の配布（小・中学校、集団回収団体） 10/1 ふくいﾏﾙ優ｴｺ事業所認定 33 事業所→36 事業所 10 月 環境省「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への取組を拡大し、小型家電全量の提供を開始	11/18 ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
30 年	4/1 清掃清美課内に「新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備室」を設置 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第 11 期：114 名） 12 月 「循環型社会形成推進地域計画」変更	10/1 ふくいﾏﾙ優ｴｺ事業所認定 36 事業所→42 事業所	12/12.14 食べきり運動街頭啓発 3/19 ﾎﾟｲ捨て防止街頭啓発
31 年	2 月 「新ごみ処理施設整備基本計画」策定 3 月 「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂（中期版） 4/1 中核市に移行し県より一部事務が移管されたことに伴い環境事務所機構及び事務分掌を変更	3/31 環境省「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の終了に伴い小型家電の提供を終了	
令和元年	6/3 岡保地区と「福井市新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（仮称）建設立地に関する協定書」を締結 11月 「循環型社会形成推進地域計画」変更	10/1 ふくいﾏﾙ優ｴｺ事業所認定 41 事業所（閉店により1事業所減）→45 事業所	12/2.18 食べきり運動街頭啓発
2年	4/1 機構改革により、環境政策課新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備室を「新ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ準備課」に変更		3/9～13 ﾌｰﾄﾞﾄﾞﾗｲﾌﾞの実施 4/1 浄化槽・し尿処理に関する事務を環境政策課に移管（企業局へ事務を委任）

環境事務所
所在地･電話番号一覧

<table>
<tr><th rowspan="2">部　署</th><th>電話番号</th><th>FAX番号</th><th rowspan="2">郵便番号</th><th rowspan="2">所 在 地</th></tr>
<tr><th colspan="2">市外局番（0776）</th></tr>
<tr><td>環 境 事 務 所 長
（環境政策課　内）</td><td rowspan="2">20－5609</td><td rowspan="3">20－5754</td><td rowspan="4">910－8511</td><td rowspan="4">福井市大手3丁目10－1</td></tr>
<tr><td>環 境 政 策 課</td></tr>
<tr><td>新クリーンセンター準備課</td><td>20－5391</td></tr>
<tr><td>環境廃棄物対策課</td><td>20－5398</td><td>20－5675</td></tr>
<tr><td>収集資源センター</td><td>35－0052</td><td>35－0813</td><td>918－8032</td><td>福井市南江守町2－1</td></tr>
<tr><td>クリーンセンター</td><td>53－8999</td><td>54－6010</td><td>918－8215</td><td>福井市寮町50－41</td></tr>
</table>

令和2年10月発行

清 掃 事 業 概 要(本編)

発行　福井市市民生活部 環境事務所 環境政策課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

TEL　(0776)20－5609
FAX　(0776)20－5754

この本の本文用紙は再生紙を使用しています。